

# 議会資料 109号

議会年報（令和4年）

# 目 次

---

## 1 議会の構成

---

(1) 議員名簿	1
(2) 議員数及び任期	3
(3) 正・副議長	3
(4) 党派・会派別議員数	4
(5) 会派別議員名簿	5
(6) 委員会	6
(7) 代表者会議	8
(8) 議会選出各種委員・組合議会議員	9
(9) 立川市議会政治倫理審査会委員	10

---

## 2 議会の活動状況

---

(1) 本会議の開催状況	11
(2) 本会議の提出案件数	12
(3) 本会議の審議結果	13
(4) 本会議の傍聴状況	14
(5) 委員会の開催状況・審査件数及び傍聴者数	15

---

## 3 付議事件

---

(1) 市長提出案件	16
(2) 委員会提出案件	26
(3) 議員提出案件	27
(4) その他の案件	28
(5) 請願	30
(6) 陳情	34
(7) 意見書	69
(8) 決議	71

---

## 4 一般質問

---

一般質問	72
------	----

---

---

## 5 文書質問

---

文書質問 .....	102
------------	-----

---

## 6 行政視察の実施状況

---

(1) 常任委員会 .....	102
-----------------	-----

(2) 特別委員会 .....	102
-----------------	-----

---

## 7 他都市からの視察状況

---

他都市からの視察状況 .....	102
------------------	-----

---

## 8 議会日程

---

議会日程 .....	103
------------	-----

---

## 9 議会事務局

---

(1) 議会事務局の機構 .....	108
--------------------	-----

(2) 事務分掌 .....	108
----------------	-----

---

凡例・文中敬称は省略させていただきました。

# 1 議会の構成

## (1) 議員名簿

(5. 1. 31 現在)

選挙 令和4年6月19日執行

任期 令和4年7月14日～令和8年7月13日

議席 番号	氏 名	住 所	電話番号	党派	所 属 委員会	当選 回数
1	永元 香子	若葉町1-12-4 (事務所)	537-7661	共	文教	1
2	あべ みさ	砂川町1-13-29 (事務所)	535-9110	ネ	環建	1
3	原 ゆき	若葉町1-3-1-408	—	立	厚産	1
4	山本 洋輔	高松町2-19-1 (事務所)	080-5650-7833	無	文教 議運	2
5	いしとび かおり	—	—	都	厚産	1
6	さとう ゆき	錦町6-24-1 ライオンズマ ンション西国立第2 203	080-3716-5447	維	環建	1
7	高島 奈美	柏町4-51-1 柏町団地15 棟104号	537-7344	自	総務	1
8	条川 敏男	若葉町4-20-2 (自宅) 柴崎町2-3-18 (事務所)	042-849-7343	自	環建	2
9	松本 あきひろ	富士見町6-17-203	528-2708	自	環建	3
10	江口 元気	錦町2-2-20	512-9226	自	厚産	3
11	頭山 太郎	柴崎町3-10-13 プラウド 立川207	524-6119	無	厚産 議運	4
12	瀬 順弘	富士見町7-32-44 レガリ ア120	524-4944	公	文教	3
13	大沢 純一	一番町4-35-21	506-8605	公	厚産 議運	3
14	門倉 正子	砂川町5-31-12	534-5525	公	環建	3
15	大石 ふみお	羽衣町1-24-11 コープ西 国立621号	548-7004	国	総務	5

議席 番号	氏 名	住 所	電話番号	党派	所 属 委員会	当選 回数
16	わたなべ 忠司	栄町2-20-11	537-7118	立	文教	2
17	若木 早苗	西砂町6-55-7 (事務所)	560-9557	共	総務 議運	3
18	浅川 修一	柴崎町1-18-25 (事務所)	522-8606	共	総務	8
19	中町 聡	羽衣町2-29-11 コーポヤ マザキ101 (事務所)	526-3252	共	環建	3
20	上條 彰一	栄町4-45-35	535-8016	共	厚産	10
21	稲橋 ゆみ子	砂川町8-80-2	537-3367	立	総務	5
22	中山 ひと美	曙町3-2-15 グレーシアシ ティ立川 A511	528-4744	自	文教	6
23	高口 靖彦	柏町4-15-24	534-0267	公	厚産	5
24	山本 みちよ	若葉町4-25-1 若葉町団地 44-503	537-2866	公	文教 議運	4
25	福島 正美	錦町1-13-26	522-9971	公	環建	5
26	伊藤 幸秀	高松町2-26-14 メリーコ ート立川202号	522-5399	公	総務	7
27	木原 宏	砂川町4-31-3	535-6391	自	総務	5
28	伊藤 大輔	砂川町8-18-25	540-0184	無	文教 議運	5

※自…自由民主党 公…公明党 共…日本共産党 立…立憲民主党 国…国民民主党  
 ネ…立川・生活者ネットワーク 都…都民ファーストの会 維…日本維新の会 無…無所属

## (2) 議員数及び任期

(5. 1. 31 現在)

条 例 定 数	現 員 数	任 期
28 人	28 人	令和 4 年 7 月 14 日～令和 8 年 7 月 13 日・・・28 名

## (3) 正・副議長

(5. 1. 31 現在)

議 長	木原 宏	令和 4 年 7 月 21 日 就任
副 議 長	高口 靖彦	令和 4 年 7 月 21 日 就任

## (4) 党派・会派別議員数

(5. 1. 31 現在)

会 派 党 派	安進会 たちかわ自民党・	公 明 党	日 本 共 産 党	立 憲 ネ ット 緑 た ち か わ	自 民 党 ク ラ ブ	国 民 民 主 党	都 民 フ ァ ー ス ト の 会 立 川 市 議 会	日 本 維 新 の 会	合 計
自由民主党	5 (1)				1 (1)				6 (2)
公明党		7 (2)							7 (2)
日本共産党			5 (2)						5 (2)
立憲民主党				3 (2)					3 (2)
国民民主党						1			1
立川・生活者ネットワーク				1 (1)					1 (1)
都民ファーストの会							1 (1)		1 (1)
日本維新の会								1 (1)	1 (1)
無所属	2			1					3
計	7 (1)	7 (2)	5 (2)	5 (3)	1 (1)	1	1 (1)	1 (1)	28 (11)

( ) 内は女性議員数(内数)

## (5) 会派別議員名簿

(5. 1. 31 現在)

会 派 名	議 員 氏 名
たちかわ自民党 ・安進会 7人 (内線 3341, 3351)	会 長 頭山 太郎      幹事長 江口 元気 木原 宏                伊藤 大輔                松本あきひろ 糸川 敏男                高畠 奈美
公明党 7人 (内線 3346, 3356)	幹事長 山本みちよ      副幹事長 門倉 正子 副幹事長 大沢 純一      副幹事長 瀬 順弘 伊藤 幸秀                福島 正美                高口 靖彦
日本共産党 5人 (内線 3344)	団 長 中町 聡              副団長 浅川 修一 幹事長 上條 彰一      副幹事長 若木 早苗              永元 香子
立憲ネット緑たちかわ 5人 (内線 3342, 3343)	代 表 稲橋ゆみ子      山本 洋輔 わたなべ忠司      原 ゆき              あべ みさ
自民党クラブ 1人 (内線 3355)	中山 ひと美
国民民主党 1人 (内線 3345)	大石 ふみお
都民ファーストの会 立川市議会 1人 (内線 3345)	いしとび かおり
日本維新の会 1人 (内線 3355)	さとう ゆき



## (6) 委員会

### ア 常任委員会

委員会名	定数 (現員数)	所 管 事 項
総 務	7人 (7人)	総合政策部（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4に規定する総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）に関する事項を除く。）、行政管理部、財務部、市民生活部、公営競技事業部、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会に関する事項並びに他の常任委員会に属しない事項
厚 生 産 業	7人 (7人)	産業文化スポーツ部、子ども家庭部、福祉保健部及び農業委員会に関する事項
環 境 建 設	7人 (7人)	まちづくり部及び環境下水道部に関する事項
文 教	7人 (7人)	総合政策部（総合教育会議に関する事項に限る。）及び教育委員会に関する事項

### 常任委員会委員（任期2年）

(5. 1. 31 現在)

委員会名	委 員		
総 務	◎若木 早苗 浅川 修一 木原 宏	○高島 奈美 稲橋ゆみ子	大石ふみお 伊藤 幸秀
厚 生 産 業	◎大沢 純一 江口 元気 高口 靖彦	○原 ゆき 頭山 太郎	いしとびかおり 上條 彰一
環 境 建 設	◎糸川 敏男 さとうゆき 福島 正美	○中町 聡 松本あきひろ	あべ みさ 門倉 正子
文 教	◎わたなべ忠司 山本 洋輔 伊藤 大輔	○瀬 順弘 中山ひと美	永元 香子 山本みちよ

◎委員長 ○副委員長

# イ 特別委員会

(5. 1. 31 現在)

特別委員会名	設置期間	定数	付託事項	委員
議会改革	R4. 9. 12 ～ )	7人	・議会改革について	◎江口 元気 ○瀬 順弘 あべ みさ さとうゆき 松本あきひろ 若木 早苗 福島 正美
予算	R4. 2. 18 ～ R4. 3. 22	22人	・令和4年度各会計予算 及び関連議案	◎瀬 順弘 ○対馬ふみあき ○わたなべ忠司 山本 洋輔 くぼた 学 大沢 純一 糸川 敏男 松本 マキ 松本あきひろ 江口 元気 頭山 太郎 門倉 正子 山本みちよ 伊藤 大輔 稲橋ゆみ子 若木 早苗 浅川 修一 永元須摩子 上條 彰一 須崎 八朗 伊藤 幸秀 佐藤 寿宏
決算	R4. 9. 12 ～ R4. 9. 30	22人	・令和3年度各会計決算	◎伊藤 大輔 ○山本みちよ ○中町 聡 永元 香子 あべ みさ 原 ゆき 山本 洋輔 いしとびかおり さとうゆき 高島 奈美 糸川 敏男 松本あきひろ 江口 元気 頭山 太郎 瀬 順弘 大沢 純一 大石ふみお わたなべ忠司 若木 早苗 上條 彰一 中山ひと美 福島 正美

◎委員長 ○副委員長

## ウ 議会運営委員会

(5. 1. 31 現在)

任 期	2年
定 数	9人以内
協議事項	① 会議の会期及び日程に関すること ② 会議の議事の取扱いに関すること ③ 会議運営に関すること ④ その他議長の諮問に関すること
委 員	◎頭山 太郎      ○山本みちよ      山本 洋輔 大沢 純一      若木 早苗      伊藤 大輔

◎委員長    ○副委員長

## (7) 代表者会議

(5. 1. 31 現在)

議 長	木原 宏
副 議 長	高口 靖彦
たちかわ自民党・安進会	頭山 太郎
公 明 党	山本みちよ
日 本 共 産 党	上條 彰一
立憲ネット緑たちかわ	稲橋ゆみ子

## (8) 議会選出各種委員・組合議会議員

(5. 1. 31 現在)

監査委員

門倉 正子

東京たま広域資源循環組合議会議員

中町 聡

立川・昭島・国立聖苑組合議会議員

稲橋ゆみ子 江口 元気

三多摩上下水及び道路建設促進協議会理事・委員

理 事 木原 宏

第1委員会(上水道) あべ みさ

第2委員会(下水道) 門倉 正子

第3委員会(道 路) 福島 正美

三鷹・立川間立体化複々線促進協議会委員

糸川 敏男 木原 宏

野火止用水保全対策協議会委員

さとうゆき 伊藤 大輔 永元 香子

多摩地域都市モノレール等建設促進協議会委員

松本あきひろ 木原 宏

多摩川架橋及び関連道路整備促進協議会会員

木原 宏

東京河川改修促進連盟理事

木原 宏

東京都市公平委員会関係団体協議会委員

木原 宏

立川市表彰審査会委員

若木 早苗 木原 宏 高口 靖彦

立川市青少年問題協議会委員

山本 洋輔 木原 宏

立川市都市計画審議会委員

松本あきひろ 高畠 奈美 大沢 純一 瀬 順弘

中町 聡 原 ゆき 大石ふみお

立川市民生委員推薦会委員

いしとびかおり 木原 宏

立川市国民健康保険運営協議会委員

浅川 修一 頭山 太郎 山本みちよ

## (9) 立川市議会政治倫理審査会委員

(5. 1. 31 現在)

① 議 員

稲橋ゆみ子 大沢 純一 永元 香子 松本あきひろ

② 市 民

齋藤 實 小林 宏之 杉浦 早苗

③ 有識者

◎中嶋 靖史 ○梅田 俊二

◎会長 ○副会長

## 2 議会の活動状況

### (1) 本会議の開催状況

区分		会 期	会期日数	本会議日数	会 議 時 間
定 例 会	第1回	4.2.15 ~ 4.3.22	36	7	29時間35分
	第2回	4.5.9 ~ 4.6.2	25	5	21時間18分
	第3回	4.9.6 ~ 4.9.30	25	6	34時間57分
	第4回	4.11.29 ~ 4.12.20	22	6	36時間40分
臨 時 会	第1回	4.7.21	1	1	3時間54分
	第2回	4.8.8	1	1	1時間08分
合 計			110	26	127時間32分

(2) 本会議の提出案件数

区分 会議別		市長提出							委員会提出	議員提出				選挙	請願	陳情	その他	合計
		条例	予算	決算	契約等	報告	諮問	その他		条例・規則	意見書	決議	その他					
定例会	第1回	6	14	0	4	0	0	2	1	0	0	1	0	0	1	8	3	40
	第2回	5	2	0	1	4	0	5	0	0	0	0	0	1	1	5	4	28
	第3回	6	6	7	4	0	0	2	0	1	0	0	0	0	1	5	8	40
	第4回	26	7	0	4	0	0	11	0	1	2	0	0	0	0	1	4	56
臨時会	第1回	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	4	0	0	6	13
	第2回	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4
合計		43	31	7	14	4	0	21	1	2	2	1	0	5	3	19	28	181

(3) 本会議の審議結果

区分 会議別		市長提出						議員・委員会提出				選挙	その他	請願・陳情				
		可決	否決	認定	同意	承認	了承	可決	否決	審議未了	継続			採択	不採択	審議未了	継続	撤回
定例会	第1回	25	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	3	0	6	0	3	0
	第2回	9	0	0	2	2	0	0	0	0	0	1	8	1	1	0	4	0
	第3回	17	0	7	1	0	0	0	1	0	0	0	8	1	5	0	0	0
	第4回	44	0	0	3	1	0	0	3	0	0	0	4	1	0	0	0	0
臨時会	第1回	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	6	0	0	0	0	0
	第2回	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
計		98	0	7	8	3	0	5	1	0	0	5	32	3	12	0	7	0



(4) 本会議の傍聴状況

会 議 名	会 期	傍 聴 者 数
第 1 回 定 例 会	4. 2. 15 ~ 4. 3. 22	13
第 2 回 定 例 会	4. 5. 9 ~ 4. 6. 2	18
第 3 回 定 例 会	4. 9. 6 ~ 4. 9. 30	33
第 4 回 定 例 会	4. 11. 29 ~ 4. 12. 20	27
第 1 回 臨 時 会	4. 7. 21	2
第 2 回 臨 時 会	4. 8. 8	2
合 計		95

(5) 委員会の開催状況・審査件数及び傍聴者数

区分	委員会名	開催回数	会議時間	議案	請願	陳情	その他	計	傍聴者
常任委員会	総務	5	19時間22分	6	0	12	3	21	12
	厚生産業	5	26時間15分	6	2	3	4	15	21
	環境建設	6	14時間55分	3	1	2	6	12	12
	文教	5	18時間38分	3	0	0	3	6	4
	計	21	79時間10分	18	3	17	16	54	49
	議会改革	5	5時間42分	0	0	0	11	11	3
	予算	5	33時間08分	12	0	0	1	13	0
	決算	4	27時間18分	7	0	0	1	8	1
	計	14	66時間08分	19	0	0	13	32	4
議会運営委員会		13	4時間06分	0	0	2	39	41	1
合計		48	149時間24分	37	3	19	68	127	54

議員全員協議会	5	40分	0	0	0	19	19	
---------	---	-----	---	---	---	----	----	--

### 3 付 議 事 件

#### (1) 市長提出案件

第1回定例会(令和4年2月15日～3月22日)

番 号	案 件 名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議 案 第 1 号	令和4年度立川市一般会計予算	4.2.15 4.2.15 予算特別	4.3.22 可 決 (賛成多数)	総額 840 億 1 千万円 対前年比 7.8%増
議 案 第 2 号	令和4年度立川市特別会計競輪事業 予算	4.2.15 4.2.15 予算特別	4.3.22 可 決 (全会一致)	総額 217 億 1 千万円 対前年比 21.4%増
議 案 第 3 号	令和4年度立川市特別会計国民健康 保険事業予算	4.2.15 4.2.15 予算特別	4.3.22 可 決 (全会一致)	総額 169 億 2 千万円 対前年比 2.7%増
議 案 第 4 号	令和4年度立川市特別会計駐車場事 業予算	4.2.15 4.2.15 予算特別	4.3.22 可 決 (全会一致)	総額 8 千万円 対前年比 19.4%減
議 案 第 5 号	令和4年度立川市特別会計介護保険 事業予算	4.2.15 4.2.15 予算特別	4.3.22 可 決 (全会一致)	総額 146 億 4 千万円 対前年比 2.9%増
議 案 第 6 号	令和4年度立川市特別会計後期高齢 者医療事業予算	4.2.15 4.2.15 予算特別	4.3.22 可 決 (賛成多数)	総額 45 億 2 千万円 対前年比 7.5%増
議 案 第 7 号	令和4年度立川市下水道事業会計予 算	4.2.15 4.2.15 予算特別	4.3.22 可 決 (全会一致)	収益的支出 45 億 9 千万円 資本的支出 54 億 3 千万円
議 案 第 8 号	令和3年度立川市一般会計補正予算 (第13号)	4.2.15 4.2.15	4.2.15 可 決 (全会一致)	5 億 777 万 4 千円の増額。 補正後の総額は 905 億 570 万 7 千円
議 案 第 9 号	新共同調理場整備に伴う立川市立立 川第二中学校改修工事(建築)請負契 約	4.2.15 4.2.15	4.2.15 可 決 (全会一致)	1 億 4,619 万円で株式会社 長井工務店と契約
議 案 第 10 号	東京都後期高齢者医療広域連合規約 の変更について	4.2.15 4.2.15 予算特別	4.3.22 可 決 (賛成多数)	保険料軽減の特別対策を 令和4年度分及び令和5 年度分についても行うた め規約を変更するもの
議 案 第 11 号	立川市固定資産評価審査委員会条例 の一部を改正する条例	4.2.15 4.2.15	4.2.15 可 決 (全会一致)	押印を求める手続の見直し 等のための総務省関連政令 の一部を改正する政令によ る行政不服審査法施行令の 一部改正に伴う条例改正
議 案 第 12 号	立川市公園条例の一部を改正する条 例	4.2.15 4.2.15	4.2.15 可 決 (全会一致)	「立川市砂川一南公園」を 都市公園以外の公園とする ため

番 号	案 件 名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議 案 第 13 号	立川市行政財産使用料条例の一部を 改正する条例	4 . 2 . 1 5 4 . 2 . 1 5 予 算 特 別	4 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	公共施設等での撮影希望が 増加しているため、行政財 産の使用料について条例改 正するもの
議 案 第 14 号	立川市事務手数料条例の一部を改正 する条例	4 . 2 . 1 5 4 . 2 . 1 5 予 算 特 別	4 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	多機能端末機により交付 する証明書等に係る事務 手数料について引下げの 経過措置を令和 5 年度ま で延長するもの
議 案 第 15 号	立川市非常勤職員給与等支給条例の 一部を改正する条例	4 . 2 . 1 5 4 . 2 . 1 5 予 算 特 別	4 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	立川市災害医療コーデ ィネーターの報酬額を改定 するもの
議 案 第 16 号	立川市会計年度任用職員の報酬、費用 弁償及び期末手当に関する条例の一 部を改正する条例	4 . 2 . 1 5 4 . 2 . 1 5 予 算 特 別	4 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	会計年度任用職員の期末 手当について、一般職の職 員に準拠し、減額するもの
議 案 第 17 号	令和 3 年度立川市一般会計補正予算 (第 1 4 号)	4 . 3 . 1 5 4 . 3 . 2 2	4 . 3 . 2 2 可 決 (賛成多数)	33 億 2,418 万 1 千円の増 額。補正後の総額は 938 億 2,988 万 8 千円
議 案 第 18 号	令和 3 年度立川市特別会計競輪事業 補正予算 (第 2 号)	4 . 3 . 1 5 4 . 3 . 2 2	4 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	9 億 2,344 万円の増額。補 正後の総額は 229 億 716 万 1 千円
議 案 第 19 号	令和 3 年度立川市特別会計国民健康 保険事業補正予算 (第 1 号)	4 . 3 . 1 5 4 . 3 . 2 2	4 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	8 億 1,891 万 1 千円の増 額。補正後の総額は 172 億 9,745 万 3 千円
議 案 第 20 号	令和 3 年度立川市特別会計駐車場事 業補正予算 (第 1 号)	4 . 3 . 1 5 4 . 3 . 2 2	4 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	1,200 万円の減額。補正後 の総額は 8,102 万 4 千円
議 案 第 21 号	令和 3 年度立川市特別会計後期高齢 者医療事業補正予算 (第 2 号)	4 . 3 . 1 5 4 . 3 . 2 2	4 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	2,501 万 3 千円の増額。補 正後の総額は 43 億 5,770 万 5 千円
議 案 第 22 号	令和 3 年度立川市下水道事業会計補 正予算 (第 3 号)	4 . 3 . 1 5 4 . 3 . 2 2	4 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	下水道事業収益を 24 万 7 千円増額。補正後の総額は 52 億 1,694 万 5 千円。下 水道事業費用を 215 万 4 千円増額。補正後の総額は 47 億 7,439 万 4 千円。資 本的収入を 584 万 3 千円増 額。補正後の総額は 39 億 2,535 万 1 千円。資本的支 出を 79 万 4 千円増額。補 正後の総額は 49 億 8,968 万 9 千円

番 号	案 件 名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議 案 第 23 号	立川市立第五小学校校舎増築工事(建築)請負契約	4.3.15 4.3.22	4.3.22 可 決 (全会一致)	3億1,559万円で株式会社長井工務店と契約
議 案 第 24 号	立川市立第十小学校校舎増築工事(建築)請負契約	4.3.15 4.3.22	4.3.22 可 決 (全会一致)	3億6,630万円で松井建設株式会社と契約
議 案 第 25 号	立川市立川公園野球場3塁側スタンド及びネットフェンス等改修工事(建築)請負変更契約	4.3.15 4.3.22	4.3.22 可 決 (全会一致)	契約金額を1,283万7千円増額し、3億1,203万7千円に変更するもの
議 案 第 26 号	立川市教育委員会教育長の任命について	4.3.22 4.3.22	4.3.22 同 意 (全会一致)	栗原 寛氏を任命

第2回定例会(令和4年5月9日~6月2日)

番 号	案 件 名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議 案 第 27 号	専決処分について(立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)	4.5.9 4.5.9	4.5.9 承 認 (全会一致)	地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴う条例改正
議 案 第 28 号	専決処分について(立川市都市計画税条例の一部を改正する条例)	4.5.9 4.5.9	4.5.9 承 認 (全会一致)	地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴う条例改正
議 案 第 29 号	令和4年度立川市一般会計補正予算(第1号)	4.5.9 4.5.9	4.5.9 可 決 (全会一致)	5億6,199万3千円の増額。補正後の総額は845億6,899万3千円
議 案 第 30 号	立川市道西121号線の認定について	4.5.9 4.5.9 環 境 建 設	4.6.2 可 決 (全会一致)	寄付を受けた路線について認定要件を満たしているため、立川市道として認定するもの
議 案 第 31 号	立川市選挙運動費用公費負担条例の一部を改正する条例	4.5.9 4.5.9	4.5.9 可 決 (全会一致)	公職選挙法施行令の改正に伴う条例改正
議 案 第 32 号	立川市事務手数料条例の一部を改正する条例	4.5.9 4.5.9	4.5.9 可 決 (全会一致)	動物の愛護及び管理に関する法律等の改正に伴う条例改正
議 案 第 33 号	立川市児童育成手当支給条例の一部を改正する条例	4.5.9 4.5.9	4.5.9 可 決 (全会一致)	国民年金法施行令等の改正に伴う条例改正
議 案 第 34 号	立川市国際化推進委員会条例を廃止する条例	4.5.9 4.5.9	4.5.9 可 決 (全会一致)	立川市国際化推進委員会の所掌事項が終了しているため条例を廃止するもの

番号	案件名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議案 第 35 号	立川市市税賦課徴収条例等の一部を 改正する条例	4 . 5 . 9 4 . 5 . 9	4 . 5 . 9 可 決 (全会一致)	地方税法等の改正に伴う条例改正
議案 第 36 号	令和 4 年度立川市一般会計補正予算 (第 2 号)	4 . 5 . 2 6 4 . 5 . 2 6	4 . 6 . 2 可 決 (賛成多数)	5 億 8,136 万 2 千円の増額。 補正後の総額は 851 億 5,035 万 5 千円
議案 第 37 号	立川市総合リサイクルセンター破砕 機類更新工事請負契約	4 . 5 . 2 6 4 . 5 . 2 6	4 . 6 . 2 可 決 (全会一致)	2億5,850万円で株式会社イー・メンテ豊橋と契約
議案 第 38 号	立川市固定資産評価審査委員会委員 の選任について	4 . 6 . 2 4 . 6 . 2	4 . 6 . 2 同 意 (全会一致)	矢島 守氏を選任
議案 第 39 号	立川市監査委員の選任について	4 . 6 . 2 4 . 6 . 2	4 . 6 . 2 同 意 (全会一致)	村木 良造氏を選任

第 1 回臨時会(令和 4 年 7 月 21 日)

番号	案件名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議案 第 40 号	令和 4 年度立川市一般会計補正予算 (第 3 号)	4 . 7 . 2 1 4 . 7 . 2 1	4 . 7 . 2 1 可 決 (全会一致)	9億8,891万4千円の増額。補 正後の総額は861億3,926万 9千円
議案 第 41 号	消防自動車の買入れについて	4 . 7 . 2 1 4 . 7 . 2 1	4 . 7 . 2 1 可 決 (全会一致)	2,414万5千円で日本機械工 業株式会社と契約
議案 第 42 号	立川市監査委員の選任について	4 . 7 . 2 1 4 . 7 . 2 1	4 . 7 . 2 1 同 意 (全会一致)	門倉 正子氏を選任

第 2 回臨時会(令和 4 年 8 月 8 日)

番号	案件名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議案 第 43 号	令和 4 年度立川市一般会計補正予算 (第 4 号)	4 . 8 . 8 4 . 8 . 8	4 . 8 . 8 可 決 (全会一致)	1,720万円の増額。補正後の 総額は861億5,646万9千円

第3回定例会(令和4年9月6日～9月30日)

番 号	案 件 名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議 案 第 44 号	令和3年度立川市一般会計歳入歳出決算	4 . 9 . 6 4 . 9 . 1 2 決 算 特 別	4 . 9 . 3 0 認 定 (賛成多数)	歳入決算額 965億9千万円 歳出決算額 888億8千万円 実質収支額 65億1千万円
議 案 第 45 号	令和3年度立川市特別会計競輪事業歳入歳出決算	4 . 9 . 6 4 . 9 . 1 2 決 算 特 別	4 . 9 . 3 0 認 定 (全会一致)	歳入決算額 227億 歳出決算額 225億5千万円 実質収支額 1億5千万円
議 案 第 46 号	令和3年度立川市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算	4 . 9 . 6 4 . 9 . 1 2 決 算 特 別	4 . 9 . 3 0 認 定 (全会一致)	歳入決算額 171億8千万円 歳出決算額 169億4千万円 実質収支額 2億4千万円
議 案 第 47 号	令和3年度立川市特別会計駐車場事業歳入歳出決算	4 . 9 . 6 4 . 9 . 1 2 決 算 特 別	4 . 9 . 3 0 認 定 (全会一致)	歳入決算額 9千万円 歳出決算額 7千万円 実質収支額 1千万円
議 案 第 48 号	令和3年度立川市特別会計介護保険事業歳入歳出決算	4 . 9 . 6 4 . 9 . 1 2 決 算 特 別	4 . 9 . 3 0 認 定 (全会一致)	歳入決算額 143億2千万円 歳出決算額 141億1千万円 実質収支額 2億1千万円
議 案 第 49 号	令和3年度立川市特別会計後期高齢者医療事業歳入歳出決算	4 . 9 . 6 4 . 9 . 1 2 決 算 特 別	4 . 9 . 3 0 認 定 (全会一致)	歳入決算額 43億4千万円 歳出決算額 43億2千万円 実質収支額 2千万円
議 案 第 50 号	令和3年度立川市下水道事業会計決算	4 . 9 . 6 4 . 9 . 1 2 決 算 特 別	4 . 9 . 3 0 認 定 (全会一致)	収益的収入決算額 48億1千万円 収益的支出決算額 43億円 資本的収入 36億2千万円 資本的支出 46億9千万円
議 案 第 51 号	令和4年度立川市一般会計補正予算(第5号)	4 . 9 . 6 4 . 9 . 1 2	4 . 9 . 1 2 可 決 (全会一致)	27億8,375万8千円の増額。補正後の総額は889億4,022万7千円
議 案 第 52 号	令和4年度立川市特別会計競輪事業補正予算(第1号)	4 . 9 . 6 4 . 9 . 1 2	4 . 9 . 1 2 可 決 (全会一致)	1千円の増額。補正後の総額は217億2,321万3千円
議 案 第 53 号	令和4年度立川市特別会計介護保険事業補正予算(第1号)	4 . 9 . 6 4 . 9 . 1 2	4 . 9 . 1 2 可 決 (全会一致)	320万3千円の増額。補正後の総額は146億3,979万6千円
議 案 第 54 号	令和4年度立川市特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第1号)	4 . 9 . 6 4 . 9 . 1 2	4 . 9 . 1 2 可 決 (全会一致)	5,919万7千円の増額。補正後の総額は45億8,012万4千円
議 案 第 55 号	車券自動発売機・払戻機及び自動払戻機の買入れについて	4 . 9 . 6 4 . 9 . 1 2	4 . 9 . 1 2 可 決 (全会一致)	7,150万円で日本トーター株式会社と契約
議 案 第 56 号	湖南衛生組合への加入について	4 . 9 . 6 4 . 9 . 1 2 環 境 建 設	4 . 9 . 3 0 可 決 (全会一致)	し尿処理場の建設及び運営に関する事務を共同処理するため、必要な規約を定め新たに湖南衛生組合に加入するもの

番 号	案 件 名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議 案 第 57 号	立川市立学校の学校給食費に関する 条例	4 . 9 . 6 4 . 9 . 1 2 文 教	4 . 9 . 3 0 可 決 (全会一致)	立川市立学校の給食費を私 会計から公会計へ移行する ため条例を制定するもの
議 案 第 58 号	立川市公園条例の一部を改正する条 例	4 . 9 . 6 4 . 9 . 1 2	4 . 9 . 1 2 可 決 (全会一致)	「立川市柏二中央公園」を 都市公園とし、「立川市柏 二中央第二公園」及び「立 川市一番三西公園」を都市 公園以外の公園とするた め
議 案 第 59 号	立川市事務手数料条例の一部を改正 する条例	4 . 9 . 6 4 . 9 . 1 2	4 . 9 . 1 2 可 決 (全会一致)	建築基準法及び長期優良住 宅の普及の促進に関する法 律の改正に伴う条例改正
議 案 第 60 号	立川市高校生等医療費助成条例	4 . 9 . 6 4 . 9 . 1 2 厚 生 産 業	4 . 9 . 3 0 可 決 (全会一致)	高校生等の養育者に対し、 当該高校生等に係る医療費 の一部を助成するための制 度を定めるため条例を制定 するもの
議 案 第 61 号	立川市職員育児休業等条例の一部を 改正する条例	4 . 9 . 6 4 . 9 . 1 2	4 . 9 . 1 2 可 決 (全会一致)	育児休業の取得回数が 2 回 までになったこと及び育児 休業を取得しやすい勤務環 境の整備に関する措置を規 定するための条例改正
議 案 第 62 号	立川市副市長の選任について	4 . 9 . 1 2 4 . 9 . 1 2	4 . 9 . 1 2 同 意 (全会一致)	田中 良明氏を選任
議 案 第 63 号	令和 4 年度立川市一般会計補正予算 (第 6 号)	4 . 9 . 2 2 4 . 9 . 3 0	4 . 9 . 3 0 可 決 (全会一致)	20 億 9,174 万 1 千円の増額。 補正後の総額は 910 億 3,196 万 8 千円
議 案 第 64 号	令和 4 年度立川市下水道事業会計補 正予算 (第 1 号)	4 . 9 . 2 2 4 . 9 . 3 0	4 . 9 . 3 0 可 決 (全会一致)	下水道事業収益を 1,011 万 8 千円増額。補正後の総額 は 51 億 345 万 5 千円。下 水道事業費用を 6,031 万 2 千円増額。補正後の総額は 46 億 5,174 万 4 千円
議 案 第 65 号	新共同調理場整備に伴う立川市立立 川第二中学校改修工事 (建築) 請負変 更契約	4 . 9 . 2 2 4 . 9 . 3 0	4 . 9 . 3 0 可 決 (全会一致)	契約金額を 67 万 1 千円増額 し、1 億 4,686 万 1 千円に 変更するもの
議 案 第 66 号	立川市立第五小学校校舎増築工事 (建 築) 請負変更契約	4 . 9 . 2 2 4 . 9 . 3 0	4 . 9 . 3 0 可 決 (全会一致)	契約金額を 134 万 2 千円増 額し、3 億 1,693 万 2 千円 に変更するもの
議 案 第 67 号	立川市立第十小学校校舎増築工事 (建 築) 請負変更契約	4 . 9 . 2 2 4 . 9 . 3 0	4 . 9 . 3 0 可 決 (全会一致)	契約金額を 133 万 1 千円増 額し、3 億 6,763 万 1 千円 に変更するもの



番 号	案 件 名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議 案 第 68 号	立川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	4 . 9 . 2 2 4 . 9 . 3 0	4 . 9 . 3 0 可 決 (全会一致)	個人番号を利用する事務について、新たな事業を実施すること及び国が事務で使用する情報を追加したことによる条例改正

第4回定例会(令和4年11月29日～12月20日)

番 号	案 件 名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議 案 第 69 号	専決処分について[令和4年度立川市一般会計補正予算(第7号)]	4 . 1 1 . 2 9 4 . 1 1 . 2 9	4 . 1 1 . 2 9 承 認 (全会一致)	5,410万9千円の増額。補正後の総額は910億8,607万7千円
議 案 第 70 号	令和4年度立川市一般会計補正予算(第8号)	4 . 1 1 . 2 9 4 . 1 1 . 2 9	4 . 1 1 . 2 9 可 決 (賛成多数)	5億9,522万9千円の増額。補正後の総額は916億8,130万6千円
議 案 第 71 号	令和4年度立川市下水道事業会計補正予算(第2号)	4 . 1 1 . 2 9 4 . 1 1 . 2 9	4 . 1 1 . 2 9 可 決 (全会一致)	資本的収入と資本的支出をそれぞれ253万1千円増額。補正後の総額は45億4,020万円と54億2,985万8千円
議 案 第 72 号	立川市道北157号線の認定について	4 . 1 1 . 2 9 4 . 1 2 . 6 環 境 建 設	4 . 1 2 . 2 0 可 決 (全会一致)	寄付を受けた路線について認定要件を満たしているため、立川市道として認定するもの
議 案 第 73 号	立川市柴崎図書館ほか2施設の指定管理者の指定について	4 . 1 1 . 2 9 4 . 1 2 . 6 文 教	4 . 1 2 . 2 0 可 決 (全会一致)	株式会社ヴィアックスを指定管理者に指定するもの
議 案 第 74 号	立川市幸図書館ほか4施設の指定管理者の指定について	4 . 1 1 . 2 9 4 . 1 2 . 6 文 教	4 . 1 2 . 2 0 可 決 (全会一致)	株式会社図書館流通センターを指定管理者に指定するもの
議 案 第 75 号	立川市若葉児童館指定管理者の指定について	4 . 1 1 . 2 9 4 . 1 2 . 6 厚 生 産 業	4 . 1 2 . 2 0 可 決 (全会一致)	特定非営利活動法人ワーカーズコープを指定管理者に指定するもの
議 案 第 76 号	立川市西砂児童館指定管理者の指定について	4 . 1 1 . 2 9 4 . 1 2 . 6 厚 生 産 業	4 . 1 2 . 2 0 可 決 (全会一致)	特定非営利活動法人ワーカーズコープを指定管理者に指定するもの
議 案 第 77 号	立川市松中学童保育所指定管理者の指定について	4 . 1 1 . 2 9 4 . 1 2 . 6 厚 生 産 業	4 . 1 2 . 2 0 可 決 (全会一致)	特定非営利活動法人ワーカーズコープを指定管理者に指定するもの
議 案 第 78 号	立川市若葉学童保育所指定管理者の指定について	4 . 1 1 . 2 9 4 . 1 2 . 6 厚 生 産 業	4 . 1 2 . 2 0 可 決 (全会一致)	特定非営利活動法人ワーカーズコープを指定管理者に指定するもの

番号	案件名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結果	内容
議案第79号	立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例の一部を改正する条例	4.11.29 4.12.6	4.12.6 可決 (全会一致)	条例施行後3年が経過し、東京都の条例制定や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正等、社会状況の変化を踏まえ条例改正するもの
議案第80号	立川市夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議条例の一部を改正する条例	4.11.29 4.12.6	4.12.6 可決 (全会一致)	子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、条例改正するもの
議案第81号	立川市高齢者集合住宅条例の一部を改正する条例	4.11.29 4.12.6	4.12.6 可決 (全会一致)	東京都パートナシップ宣誓制度の導入等に伴う入居要件の緩和のための条例改正
議案第82号	立川市営住宅条例の一部を改正する条例	4.11.29 4.12.6	4.12.6 可決 (全会一致)	東京都パートナシップ宣誓制度の導入等に伴う入居要件の緩和のための条例改正
議案第83号	立川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例	4.11.29 4.12.6 総務	4.12.20 可決 (賛成多数)	立川市個人情報保護条例の廃止に伴う条例改正
議案第84号	立川市個人情報の保護に関する法律施行条例	4.11.29 4.12.6 総務	4.12.20 可決 (賛成多数)	個人情報の保護に関する法律の施行に必要な規定を定めるため条例を制定するもの
議案第85号	立川市個人情報保護審査会条例	4.11.29 4.12.6 総務	4.12.20 可決 (賛成多数)	個人情報保護審査会の設置、組織、調査審議の手続きその他の規定を定めるために条例を制定するもの
議案第86号	立川市情報公開条例の一部を改正する条例	4.11.29 4.12.6 総務	4.12.20 可決 (賛成多数)	立川市個人情報保護条例の廃止に伴う条例改正
議案第87号	立川市実費弁償条例の一部を改正する条例	4.11.29 4.12.6 総務	4.12.20 可決 (全会一致)	立川市個人情報保護条例の廃止に伴う条例改正
議案第88号	立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	4.11.29 4.11.29	4.11.29 可決 (賛成多数)	東京都指定職給料表適用職員に準拠し、議会の議長、副議長及び議員の期末手当を増額するため条例を改正するもの
議案第89号	立川市常勤特別職職員給与等支給条例の一部を改正する条例	4.11.29 4.11.29	4.11.29 可決 (賛成多数)	市長、副市長及び教育長の期末手当を議員同様改定するため条例を改正するもの
議案第90号	立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	4.11.29 4.11.29	4.11.29 可決 (全会一致)	東京都人事委員会の勧告に準拠し、一般職の職員の本年度の給与を改正するもの

番号	案件名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結果	内容
議案 第91号	立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例	4.11.29 4.12.6 総務	4.12.20 可決 (賛成多数)	立川市個人情報保護条例の廃止に伴う条例改正
議案 第92号	令和4年度立川市一般会計補正予算(第9号)	4.12.13 4.12.20	4.12.20 可決 (全会一致)	48億8,382万5千円の増額。補正後の総額は965億6,513万1千円
議案 第93号	令和4年度立川市特別会計競輪事業補正予算(第2号)	4.12.13 4.12.20	4.12.20 可決 (全会一致)	35億7,134万2千円の増額。補正後の総額は252億9,455万5千円
議案 第94号	令和4年度立川市特別会計国民健康保険事業補正予算(第1号)	4.12.13 4.12.20	4.12.20 可決 (全会一致)	605万9千円の増額。補正後の総額は169億2,359万7千円
議案 第95号	令和4年度立川市特別会計介護保険事業補正予算(第2号)	4.12.13 4.12.20	4.12.20 可決 (全会一致)	2億982万6千円の増額。補正後の総額は148億4,962万2千円
議案 第96号	令和4年度立川市下水道事業会計補正予算(第3号)	4.12.13 4.12.20	4.12.20 可決 (全会一致)	下水道事業収益を3,048万4千円減額。補正後の総額は50億7,297万1千円。下水道事業費用を4,440万円減額。補正後の総額は46億734万4千円。資本金収入と資本金支出をそれぞれ5,000万円増額。補正後の総額は45億9,020万円と54億7,985万8千円
議案 第97号	立川市新学校給食共同調理場整備運営事業変更契約	4.12.13 4.12.20	4.12.20 可決 (全会一致)	契約金額を2億8,571万7,223円増額し、109億9,088万8,633円に変更するもの
議案 第98号	新共同調理場整備に伴う立川市立立川第二中学校改修工事(建築)請負変更契約	4.12.13 4.12.20	4.12.20 可決 (全会一致)	契約金額を491万7千円増額し、1億5,177万8千円に変更するもの
議案 第99号	立川市立第五小学校校舎増築工事(建築)請負変更契約	4.12.13 4.12.20	4.12.20 可決 (全会一致)	契約金額を3,465万円増額し、3億5,158万2千円に変更するもの
議案 第100号	立川市立第十小学校校舎増築工事(建築)請負変更契約	4.12.13 4.12.20	4.12.20 可決 (全会一致)	契約金額を24万2千円増額し、3億6,787万3千円に変更するもの
議案 第101号	立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	4.12.13 4.12.20	4.12.20 可決 (全会一致)	新たな税目の設置及び地方税法等の一部を改正する法律の公布による条例改正
議案 第102号	立川市職員の再任用に関する条例を廃止する条例	4.12.13 4.12.20	4.12.20 可決 (全会一致)	職員の定年引上げにより現行の再任用制度を廃止するもの

番号	案件名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議案 第103号	立川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例	4.12.13 4.12.20	4.12.20 可 決 (全会一致)	職員の定年引上げによる条例改正
議案 第104号	立川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	4.12.13 4.12.20	4.12.20 可 決 (全会一致)	職員の定年引上げによる条例改正
議案 第105号	立川市一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	4.12.13 4.12.20	4.12.20 可 決 (全会一致)	職員の定年引上げによる条例改正
議案 第106号	立川市一般職の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例	4.12.13 4.12.20	4.12.20 可 決 (全会一致)	職員の定年引上げによる条例改正
議案 第107号	立川市一般職職員定年等条例の一部を改正する条例	4.12.13 4.12.20	4.12.20 可 決 (全会一致)	職員の定年引上げによる条例改正
議案 第108号	立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	4.12.13 4.12.20	4.12.20 可 決 (全会一致)	職員の定年引上げによる条例改正
議案 第109号	立川市職員育児休業等条例の一部を改正する条例	4.12.13 4.12.20	4.12.20 可 決 (全会一致)	職員の定年引上げによる条例改正
議案 第110号	立川市非常勤職員給与等支給条例の一部を改正する条例	4.12.13 4.12.20	4.12.20 可 決 (全会一致)	職員の定年引上げによる条例改正
議案 第111号	立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	4.12.13 4.12.20	4.12.20 可 決 (全会一致)	職員の定年引上げによる条例改正
議案 第112号	立川市一般職職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	4.12.13 4.12.20	4.12.20 可 決 (全会一致)	職員の定年引上げによる条例改正
議案 第113号	立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	4.12.13 4.12.20	4.12.20 可 決 (全会一致)	職員の定年引上げによる条例改正
議案 第114号	立川市教育委員会委員の任命について	4.12.20 4.12.20	4.12.20 同 意 (全会一致)	小柳 郁美氏を任命
議案 第115号	立川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	4.12.20 4.12.20	4.12.20 同 意 (全会一致)	部谷 真起子氏を選任
議案 第116号	立川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	4.12.20 4.12.20	4.12.20 同 意 (全会一致)	土井 小咲氏を選任

## (2) 委員会提出案件

番 号	案 件 名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
委員会提出 議案第 1 号	立川市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例	4 . 3 . 2 2 4 . 3 . 2 2	4 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	成人年齢の引下げに伴い、調査請求ができる市民等の年齢を 18 歳以上とするもの

### (3) 議員提出案件

番 号	案 件 名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議員提出 議案第1号	ロシア連邦のウクライナへの軍事 侵攻に対する抗議決議	4 . 3 . 4 4 . 3 . 8	4 . 3 . 8 可 決 (全会一致)	71 ページ参照
議員提出 議案第2号	立川市国民健康保険条例の一部を 改正する条例	4 . 9 . 6 4 . 9 . 12 厚 生 産 業	4 . 9 . 30 否 決	保険料を減額し、未就学児 に係る均等割を0円とす るもの
議員提出 議案第3号	立川市議会の個人情報の保護に関 する条例	4 . 12 . 20 4 . 12 . 20	4 . 12 . 20 可 決 (全会一致)	個人情報保護法の改正に 伴い、市議会における個人 情報保護について条例を 制定するもの
議員提出 議案第4号	陸上自衛隊V-22 オスプレイ飛来に おいて市民の安全への配慮を求め る意見書	4 . 12 . 20 4 . 12 . 20	4 . 12 . 20 可 決 (全会一致)	69 ページ参照
議員提出 議案第5号	知的障がい者・知的障がい行政の国 の対応拡充を求める意見書	4 . 12 . 20 4 . 12 . 20	4 . 12 . 20 可 決 (全会一致)	70 ページ参照

#### (4) その他の案件

案 件 名	付議年月日	議決年月日 結 果	内 容
予算特別委員会の設置及び委員の選任について	4 . 2 . 1 8	4 . 2 . 1 8 設 置 及 び 選 任	7 ページ参照
総務委員会特定事件継続調査について	4 . 3 . 2 2	4 . 3 . 2 2 決 定	閉会中も継続調査とする
副議長辞職の件	4 . 5 . 1 2	4 . 5 . 1 2 許 可	中山ひと美議員が副議長を辞職
副議長選挙	4 . 5 . 1 2	4 . 5 . 1 2 当 選	指名推薦 木原宏議員が当選
議長選挙	4 . 7 . 2 1	4 . 7 . 2 1 当 選	指名推薦 木原宏議員が当選
議席の指定	4 . 7 . 2 1	4 . 7 . 2 1 指 定	議席番号を指定し、議場内の配席を決定
副議長選挙	4 . 7 . 2 1	4 . 7 . 2 1 当 選	指名推薦 高口靖彦議員が当選
常任委員会委員の選任について	4 . 7 . 2 1	4 . 7 . 2 1 選 任	6 ページ参照
議会運営委員会委員の選任について	4 . 7 . 2 1	4 . 7 . 2 1 選 任	8 ページ参照
東京たま広域資源循環組合議会議員の選挙	4 . 7 . 2 1	4 . 7 . 2 1 当 選	9 ページ参照
立川・昭島・国立聖苑組合議会議員の選挙	4 . 7 . 2 1	4 . 7 . 2 1 当 選	9 ページ参照
議会運営委員会の継続調査の申し出について	4 . 7 . 2 1	4 . 7 . 2 1 決 定	閉会中も継続調査とする
議員派遣について（「第 60 回東京河川改修促進連盟総会及び促進大会」への参加）	4 . 8 . 8	4 . 8 . 8 決 定	5 名の議員を派遣 R4.8.9
立川市議会政治倫理審査会の結果報告について	4 . 9 . 6	4 . 9 . 6 報 告	審査会の審査結果及び議会の措置を報告
議会改革特別委員会の設置と委員の選任について	4 . 9 . 1 2	4 . 9 . 1 2 設 置 及 び 選 任	7 ページ参照
決算特別委員会の設置と委員の選任について	4 . 9 . 1 2	4 . 9 . 1 2 設 置 及 び 選 任	7 ページ参照

案 件 名	付議年月日	議決年月日 結 果	内 容
議員派遣について（「第 84 回全国都市問題会議」）	4 . 9 . 3 0	4 . 9 . 3 0 決 定	11名の議員を派遣 R4.10.13～14 「個性を活かして 『選ばれる』まちづ くり」
議員派遣について（「第 17 回全国市議会議長会研究フ ォーラム i n 長野」）	4 . 9 . 3 0	4 . 9 . 3 0 決 定	8名の議員を派遣 R4.10.19～20 「コロナ後の地域経 済」
議員派遣について（市内農業視察）	4 . 1 2 . 2 0	4 . 1 2 . 2 0 決 定	22名の議員を派遣 R5.1.17 「うど栽培」
議員派遣について（「第 61 回東京都市議会議員研修 会」への参加）	4 . 1 2 . 2 0	4 . 1 2 . 2 0 決 定	25名の議員を派遣 R5.2.6 「地域分権と自治体 議会」



## (5) 請 願

番 号	件 名	提 出 者	受理年月日 付議年月日 付託委員会	審議年月日 経過・結果
3-3	補聴器についての助成を求める 請願	東京都立川市西砂町 立川生活と健康を守る会 代表 戸井田 春子 外 1595 名	3.11.19 3.12.7 厚 生 産 業	審 議 未 了
4-1	昭島市・巨大物流センター建設に 伴う交通量増加反対に関する請 願	西砂小学校 PTA ※住所、氏名は申し出により非公 開	4.8.26 4.9.12 環 境 建 設	4.9.30 採 択

請願第3号

2021年11月19日

立川市議会議長  
福島正美様

立川生活と健康を守る会  
代表 戸井田春子 外1595名  
連絡先 立川市西砂町  
電話

紹介議員

上條 彰一

### 補聴器についての助成を求める請願

#### 請願の趣旨

高齢者の難聴の悩みは深刻です。本人はもちろん家族も悩んでいます。家族や周りの人びととのコミュニケーションがとりにくく誤解や孤立を招く原因になることもあります。また、難聴は認知症の悪化を進行させると指摘されています。

これらの問題の解決のためには補聴器をできるだけ早めを使用することが効果的であると言われていますが、補聴器は現在、数万円から数十万円と非常に高価で、多くの高齢者にとって、必要性が高いにもかかわらず入手が困難な器具となっており、高齢者福祉の増進のために、補聴器助成が必要と考えられます。

そこで、全国的に自治体による助成が広がっていて、東京23区では、15の区が補聴器購入費の一部補助あるいは補聴器現物支給で助成制度を実施しています。

立川市としても、補聴器助成を検討されることを望む次第です。

#### 請願事項

補聴器購入費の補助など高齢者の補聴器使用を支援してください。



昭島市・巨大物流センター建設に伴う交通量増加反対に関する請願

住所 立川市 [REDACTED]  
団体名 西砂小学校PTA [REDACTED]  
代表者氏名 [REDACTED] 他 162 名  
連絡先の電話番号 [REDACTED]

紹介議員 江口 元気 [REDACTED] 若木 早苗  
大石ふみ子 大沢 純一

1. 請願の要旨

私たち西砂小学校PTAは、昭和の森ゴルフ場を撤去して新たに巨大物流センター（GLP昭島）を建設しようとする計画に対して、子どもたちの安全に重大な懸念があることから、その計画に対する立川市の対応を求めます。

2. 請願の理由

近年中に西砂小近隣に物流センターが建設予定されており、通学路の交通量の増加が懸念され、このほとんどが西砂小学校近隣を通るルートだと思われま

す。  
立川市の子どもたちのために、安全確保のためのあらゆる方策を考え、安全を図った建設計画であるよう注視・勧告・是正するよう請願します。

記

1. 通学路の交通量の増加に対し入出庫ルートの是正協議を求めます

GLP昭島プロジェクト計画概要では、

『大型車1日約1,100台（ピーク時約100台/時）』

『普通車1日約4,700台（ピーク時約450台/時）』

と示されており、入庫出庫のほとんどが立川市立西砂小学校の近辺を通るルートです。

一番多く想定されるのは宮沢中央通り（西砂小東側）、また学区内の五日市街道に関してもさらに交通量の増加が見込まれ、児童が安全に通学できると思えません。特に宮沢中央通り及び西砂小東交差点に於いては、以前から事故や



渋滞が多発しており、隣接市の通学・通勤路に当たることから歩道内での児童と自転車との接触事故も見受けられます。さらに大型トラック等が増加すると、今まで以上に子どもたちの安全を守ることが難しくなります。

## 2. 土地利用計画内の入出庫口の変更協議を求めます

土地利用計画では、立川市に向けて入出庫する道路がほとんどであり、近隣である西砂小学校区への交通事情悪化が想定されます。西砂小学校区はとりわけ片側一車線道路が多く、子どもたちや私たちを含め、トラックと自転車との接触事故の要因にもなりかねません。

しかしながら開発計画段階であり、新設開発道路なども計画されていることから、他にも国道 16 号への交通がしやすくなるような入出庫口を設けるなど、あらゆる方策を打診できる段階であるにとらえています。開発計画段階からの早期協議を求めます。

## 3. 立川市民そして子どもたちの安全を図るよう求めます

上記については通学時間に限る事ではなく、周辺地域が常に不利益を被る事です。最寄りの JR 昭島駅への渋滞、国道 16 号と砂川地域を結ぶ五日市街道への渋滞も懸念されます。メインの配送ルートで使われる市内道路の舗装も劣化します。子供乗せ自転車なども幅員の狭い大型車の走る道路を並走する恐れや、通勤・通学など自転車での外出も事故の危険が付きまといまいます。子どもたちの放課後に活動する場も制限されてしまいます。

以上のことから、本計画は立川市民としても受け入れがたく、西砂小学校 P T A は『交通量増加反対』の署名活動を行い、本計画について常に注視し、必要に応じて行動をします。

立川市関係各所にも、市民の安全な生活を維持できるよう本計画に対する対策を講じるようお願い申し上げます。

令和 4 年 8 月 26 日

立川市議会

議長 木原 宏 殿

## (6) 陳 情

番 号	件 名	提 出 者	受理年月日 付議年月日 付託委員会	審議年月日 経過・結果
3-20	パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度に関する陳情	※住所は申し出により非公開 堺 志のぶ 西村 美穂	3.11.10 3.12.7 総 務	4.6.2 採 択
3-21	災害発生時の用水確保策に関する陳情	東京都立川市上砂町 たちかわ・財政を考える会 (たちかわ市民みらい会議) 代表者 増田 正三郎	3.11.15 3.12.7 総 務	審 議 未 了
3-22	対外的情報省を設立し、横田空域の返還を求める意見書を防衛省に提出に関する陳情	愛知県安城市 一輪のバラの会 代表 加藤 克助	3.12.7 — —	机 上 配 付
3-23	立川市議会基本条例に「市民等の権利」、「市の義務」、「議会の義務」、「議長の義務」、「議員の義務」の規定を設けることを求める件	東京都西多摩郡瑞穂町 立憲共和党 代表 角田 統領	3.12.27 4.2.15 議 会 運 営	4.3.22 不 採 択
4-1	立川市議会会議規則に「議長が紹介議員を任命する」を加える改正をもとめる件	東京都西多摩郡瑞穂町 立憲共和党 代表 角田 統領	4.1.4 4.2.15 議 会 運 営	4.3.22 不 採 択
4-2	立川市の条例規則で議員が請願法の官公署であることを規定することを求める件	東京都西多摩郡瑞穂町 立憲共和党 代表 角田 統領	4.1.4 4.2.15 総 務	4.3.22 不 採 択
4-3	「立川市憲法条例」の制定を求める件	東京都西多摩郡瑞穂町 立憲共和党 代表 角田 統領	4.1.4 4.2.15 総 務	4.3.22 不 採 択
4-4	対外的情報省の設立を求める意見書を立川市議会に内閣府に提出することに関する陳情	愛知県安城市 一輪のバラの会 代表 加藤 克助	4.1.4 — —	机 上 配 付
4-5	訴訟代理契約の是正を求める件	東京都西多摩郡瑞穂町 立憲共和党 代表 角田 統領	4.1.6 4.2.15 総 務	4.3.22 不 採 択
4-6	条例制定義務の課題を明らかにすることを求める件	東京都西多摩郡瑞穂町 立憲共和党 代表 角田 統領	4.1.7 4.2.15 総 務	4.3.22 不 採 択
4-7	女性トイレの維持及びその安全安心の確保についての陳情	神奈川県大和市 女性スペースを守る会 共同代表 飯野香里、井上恵子、 永田マル、山田響子	4.3.30 — —	机 上 配 付
4-8	国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情	東京都千代田区平河町 海事振興連盟 会長 衛藤 征士郎	4.4.11 4.5.16 総 務	4.6.2 不 採 択
4-9	対外的情報省の設立の意見書を内閣官房長官に提出に関する陳情	愛知県安城市 一輪のバラの会 代表 加藤 克助	4.4.13 — —	机 上 配 付

番号	件名	提出者	受理年月日 付議年月日 付託委員会	審議年月日 経過・結果
4-10	第3次環境基本計画に関する陳情	東京都立川市 ゼロエミッションを実現する会 立川 ※住所、氏名は申し出により非公開	4.4.18 4.5.16 環境建設	審議未了
4-11	ゼロカーボンシティ宣言に関する陳情	東京都立川市 ゼロエミッションを実現する会 立川 ※住所、氏名は申し出により非公開	4.4.18 4.5.16 環境建設	審議未了
4-12	中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情	兵庫県伊丹市 井田 敏美	4.5.30 4.9.12 総務	4.9.30 不採択
4-13	「立川市憲法条例」制定を求める陳情	東京都西多摩郡瑞穂町 立憲共和党 代表 角田 統領	4.6.14 4.9.12 総務	4.9.30 不採択
4-14	立川市特別職員のサービスの宣誓に関する条例の制定を求める陳情	東京都西多摩郡瑞穂町 立憲共和党 代表 角田 統領	4.6.14 4.9.12 総務	4.9.30 不採択
4-15	立川市介護保険条例に「介護発給義務」を明記する改正を求める陳情	東京都西多摩郡瑞穂町 立憲共和党 代表 角田 統領	4.6.21 4.9.12 厚生産業	4.9.30 不採択
4-16	立川市の市政・行政に関する陳情書	東京都立川市上砂町 株式会社 一晋社 代表 渡邊 義文	4.6.23 — —	机上配付
4-17	「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める意見書	東京都立川市栄町 東京土建一般労働組合多摩西部支部 代表 清水 政廣 外702名	4.8.26 4.9.12 厚生産業	4.9.30 不採択
4-18	立川市議会から厚生労働省に潜在看護師を活用する意見書を提出することに関する陳情	愛知県安城市 一輪のバラの会 代表 加藤 克助	4.9.26 — —	机上配付
4-19	産後ケアのアウトリーチに関する陳情	東京都立川市 ※住所、氏名は申し出により非公開	4.11.17 4.12.6 厚生産業	4.12.20 採 択

パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度に関する陳情

陳情者

住所 福生市

氏名 境 志のぶ

氏名 西村 美穂

連絡先

1. 陳情の要旨

(1) 性的少数者を含む同性同士で生活する者、未成年の子どもも含め、家族として扱う「パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度」を早期に創設し、その存在を公に認めることで性的少数者にも住みやすい、魅力あるまちづくりを進めることをお願いいたします。

(2) 貴自治体の教育や福祉、市民生活に関する事、その他の行政活動において、性的志向や性自認、どのような性表現をするのかに関わらず、差別をしないための諸施策を講じることをお願いいたします。

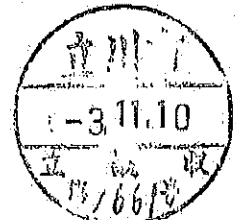
2. 陳情の理由

性的少数者含む同性カップルは、お互いを人生の伴侶として、精神面を含めて支えあうパートナーとして生計を共に暮らしていますが、法律に基づく現行制度の枠組みの中では、「同居人」や「友人」と認識され、家族として扱われておらず、入院時の集中治療室への入室や手術同意書の記入などが認められていない、公営住宅への入居ができない、購入した家屋の財産の相続人になれない、子供を養子にできない、犬や猫の里親になれないなど、本来受けられるはずの社会的利益が得られていません。

こうした課題に対し、自治体の裁量で性的少数派を含む同性パートナーとの関係を公のものとして認め、現行の婚姻制度と同等の権利を認める「パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度」が2015年に東京都渋谷区、世田谷区で導入されたことをはじめとして広がりを見せ、2021年10月現在、全国130の自治体で導入されており、導入された自治体に居住する当事者からは大きな喜びの声が挙がっています。

この「パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度」の導入により、冒頭に述べた社会的利益を得ることができるほか、民間企業においては、NTTグループ等でパートナーシップ証明書を提示することで、戸籍上の同性カップル社員にも、異性間と同等の福利厚生が適用されていたり、生命保険会社等では、戸籍上の同性カップルにも死亡保険金の受取人として指定することを認めるなどの動きにつながっています。

そして何より、当事者は大きな社会承認を得て、地域社会の中で自分たちらしく生きていくことの大きな力になります。



家族を形成し、社会から承認を得ることは人としての根源的な欲求で、誰もが等しく持っている権利ですが、性的多数者である異性愛者には、家族を形成し法的保護がなされる一方で、性的少数者を含む家族として親密な関係を築きたい人がそこから排除されているのが現状であり、更に、居住する地域によってその権利が認められないという状況は、当事者の孤立を強め、自らの自己否定にもつながりかねません。

貴自治体においても、性的少数者への理解の促進や差別の解消のため、「パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度」を創設し、誰もが自分らしく生きられるまちを実現するために、関連する施策を含め、一日も早い取り組みを進めていただくことを切望します。

令和3年 11月 10日

立川市議会議長 殿



## 災害発生時の用水確保策に関する陳情

陳情第21号

住 所 立川市上砂町 [REDACTED]  
団体名 たちかわ・財政を考える会  
(たちかわ市民みらい会議)  
代表者氏名 増田 正三郎 [REDACTED]  
(連絡先の電話番号) [REDACTED]

### 記

#### 1. 陳情の要旨

災害時における被災者の生活用水を確保しておくことが極めて重要なことです。深さ 10 メートル程度にある地下水は、清澄かつ豊富で、手押しポンプで汲み上げられ、様々な生活用水として利用できます。

そこで、生活用水の確保を目的とした手押しポンプを小・中学校や公共施設などに設置して頂きたいと陳情いたします。

井戸水による生活用水の確保は、小・中学校や地域の人々に、井戸の利用・管理を通して、地下水について考える機会をつくり、時には、猛威となるが、生物の命にとっては必要不可欠な水環境を考える輪を拡げるよい機会ともなると考えます。

#### 2. 陳情の理由

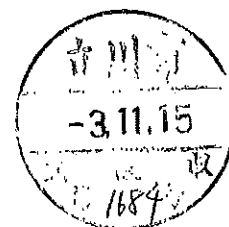
本会は、立川市民が、誇りにできるまちにしたいと願う、市民グループである「たちかわ市民みらい会議」から多数参加した立川市の「市民交流大学」の財政講座の参加メンバーを中心に、2014年に発足した自主的活動団体です。本会では、市民の立場から財政について共に学び・考え、発信することを目的として、たちかわ市民みらい会議と一体になって、これまでに定例学習会を重ねるとともに、「たちかわ市民財政白書・同資料集」や「自治・財政ハンドブック」を発行してきました。

この活動の中から立川市に対する意見や要望が多数出されてきましたが、今回は、この中で、市民の命と健康にかかわり、緊急性が高い、災害時における生活用水の確保策について陳情するものです。

災害の多い日本で、被災地などにおける給水管の破裂や停電は、水の供給を困難にし、被災者の生活を苦しめます。道路が寸断されていなければ、給水車で飲料水を運ぶことができますが、洗濯、入浴などのための水は、現地で調達せざるを得ません。

令和3年11月15日

立川市議会  
議長 福島 正美殿



## 陳 情 書

2021年12月27日

立川市議会 同議会議員 福島 正美 殿

東京都西多摩郡瑞穂町

立憲共和党代表 角田 統領

件名：立川市議会基本条例に「市民等の権利」、「市の義務」、「議会の義務」、「議長等の義務」、「議員の義務」の規定を設けることを求める件

## 第1 陳情の趣旨

立川市議会基本条例に「市民等の権利」、「市の義務」、「議会の義務」、議員の公務としての「紹介議員の職務」の規定を設けることを求める。

## 第2 陳情の原因

立川市が2016年に制定した「立川市議会基本条例」(以下、本条例という。)は、その前文で「立川市は、多摩川の清流にはぐくまれ、武蔵野台地に生活の場を開拓した先見性と自治の精神をもって歩んできた」とし「議会は、自らのあり方についての検討を重ね、議会の意義とその役割、果たすべき責務について協議を重ねてきた」と述べ「議会の基本姿勢や活動原則及び市民と議会との関係等を市民の目に見える形で示し、市民に開かれた議会の実現に努めなければならない」とも述べて「議会が、意思決定機関としての責務を果たすとともに、市民の負託を得るにふさわしい議会であるために不断の努力を重ね、より良い議会を目指すために、ここに議会の基本規範としての「立川市議会基本条例」を制定する」と宣言している。

本条例は、前文の中で「責務」という文言を2回使用し「努め」という文言を1回使用している。

本条例の条項の中でも「市民の権利」、「権利に対する市の義務」、「権利に対する議会の義務」及び「紹介議員の義務」という規定はない。

## 第3 陳情の理由

- 1 そもそも「議会の意義」は「市民と議会との関係」すなわち「権利・義務」関係の契約としての条例を制定することである。

憲法においても第三章で「国民の権利及び義務」と規定しているとおり「国と国民との権利・義務関係」を規定する基本契約である。

しかるに本条例の中で「市民の権利」、「権利に対する市の義務」、「権利に対する議会の義務」という文言がないということは、契約書の当事者すなわち権利者及び義務者が規定されておらず、条例に瑕疵があり無効である。

- 2 地方自治法第14条には次の規定があり、普通地方公共団体すなわち立川市が



「条例を定めなければならない」とされている。条文は「よらなければ」としているが改正前は「定めなければならない」であり「抛る」ためには「定め」が必要である。

【地方自治法第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。】

- 3 立川市には「条例制定義務」が課せられているから市民の「権利」の内容を明らかにし、「義務を課し、又は権利を制限する」条例の実状と、条例に基づかずに「義務を課し、又は権利を制限」している規則や規定等の実状も明らかにする必要がある。

例えば、請願・陳情が次の憲法第16条に規定された「権利の得喪にかかわる文書」（「公文書の管理に関する法律第4条）であるにもかかわらず、条例に基づかない「議会会議規則」で「権利を制限」していることは前同法第14条に反し違法である。大韓民国憲法第26条では「国は審査する義務を負う」と明記。

【憲法第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。】

【第26条 ① 全ての国民は法律の定めるところにより国家機関に文書で請願する権利を有する。

① 国家は請願に対し審査する義務を負う】

文理解釈は「国が義務を負う」と規定されていないから「国に義務はない」として「請願する権利」を画餅として無効にする。もちろん違法である。

- 4 本条例第7条は次のように規定する。

【第7条（請願、陳情における提案者の意見聴取）

議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけ、誠実かつ適切に審査を行わなければならない。

2 議会は、前項の審査にあたっては、提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。】

しかし前述のように、この「請願及び陳情」が「全ての人々」の権利であるか否か、また議長や市長、更に議員にも請願法が適用されるか、同法5条の「受理し誠実に処理しなければならない」という規定が、議長及び市長の義務であるか否かが明記される必要がある。

仮に、議員が請願の対象でないとすれば、天皇でさえ請願の対象であり義務が

あるのに、議員は無答責すなわち雲上人、現人神なのかということになる。

また地方自治法124条の「議員の紹介」を議長と同様に議会内の独任行政庁としての公務であると解釈せず、「請願の内容に賛意を表するものでなければ紹介議員になるべきでない」とし、「請願者からの紹介議員就任請求に対しても拒否権がある」などと解釈して、条例で「紹介議員」の具備「義務を課」すこともなく、憲法で保障された請願する「権利を制限」している違法がある。

- 5 また、他の条例を見ても、「立川市」が「市民等の権利を保障する義務を負う」旨の条例がないから、是正が求められる。
- 6 そもそも国有答責であるはずの日本国憲法も玉虫色であり、第1条から第103条までのどこにも「国民の権利」等に対して「国が義務を負う」旨の明文の規定がない。これを文理解釈すれば「国民の権利」は画餅に帰し、旧憲法の国家無答責と同じく、違憲、違法の国無答責となる。
- 7 地方公共団体における「条例制定権」

地方公共団体における条例制定については、憲法第94条に次の規定がある。

【第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。】

また、地方自治法第14条、第15条には次の規定がある。

【第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。】

【第十五条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。】

- 8 そこで、これらの憲法や法律の「解釈」が問題となる。
  - ① 憲法94条の「法律の範囲内」をどう解釈するか。
  - ② 地方自治法第14条、第15条の「法令に違反しない限り」をどう解釈するか。
  - ③ 地方自治法第14条の「権利を制限するには」と「条例によらなければならない」をどう解釈するか。
- 9 ①の「範囲内」を「100~0」すなわち「縮減可能」と解釈できるか。  
仮に「できる」とすれば、権利は画餅に帰すから違法である。
  - ②の「法令に違反しない限り」を「禁止規定がなければ制限されない」と解釈できるか。  
仮に「制限されない」とすれば、権利は画餅に帰すから違法である。

③の「権利を制限するには」、「条例によらなければならない」を「条例によれば、縮減解釈で権利を制限することができる」と解釈できるか。

この「よ」は「抛」である。条例に「抛」る為には「抛り所」となる条例の「定め」が必要である。改正前には「条例でこれを定めなければならない」と規定されていたから意味は変わっていない。

仮に「条例によれば、縮減解釈で権利を制限することができる」とすれば「誤魔化し」であり、餓鬼が顕現して「権利」を食す。それは権利侵害を本質とする文理解釈（＝縮減解釈）に依って可能となるが違憲、違法である。

#### 1 0 公務員の憲法擁護義務

公務員の憲法擁護義務は憲法第 9 9 条に次のように規定されている。

【第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。】

この「擁護」の意味は、すなわち「公権力の行使」としての職権行使に際して、玉虫色である憲法を「解釈すること」である。その際、文理解釈をするのか論理解釈をするのかという問題である。

#### 1 1 文理解釈毒薬論

文理解釈は、権利に対しては「毒」であり、「義務」に対しては「薬」である。

権利に対しては論理解釈が必須であり、文理解釈（＝縮減解釈）は禁止されなければならない。（別項参照：210918・文理解釈毒薬論・オンプズ大統領）

#### 1 2 アメリカ合衆国憲法修正条項は一般に Amendments（修正条項）と呼ばれ、第 1 条～1 0 条は Bill of Rights と呼ばれて「権利章典」と訳されるが、イギリスの 1 6 8 9 年の「権利章典」と区別するため「人権（保障）規定」（Human rights（guarantee）provisions）と訳されることもある。

【修正第 1 条〔信教・言論・出版・集会の自由、請願権〕〔1791 年成立〕

連邦議会は、国教を定めまたは自由な宗教活動を禁止する法律、言論または出版の自由を制限する法律、ならびに国民が平穩に集会する権利および苦痛の救済を求めて政府に請願する権利を制限する法律は、これを制定してはならない。】

#### 1 3 以上のとおり、地方自治法第 1 4 条に「義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」とも規定されているとおり、市民などの権利を明らかにするとともに立川市の義務も明記して、くれぐれも権利に対する文理解釈による権利侵害がないように、請願に対する議員の公務としての「紹介議員の義務」についても、明確に規定するための条例改正を求める。

陳 情 書

2022年1月4日

立川市議会議長 殿

東京都西多摩郡瑞穂町  
立憲共和党代表 角田 統領

立川市議会会議規則に「議長が紹介議員を任命する」を加える改正をもとめる件

第1 陳情の趣旨

立川市議会会議規則「議長が紹介議員を任命する」を加える改正をもとめる。

【議長は、請願者が希望する議員があればこれを尊重して、議員の中から議長が適宜、紹介議員を任命する。】

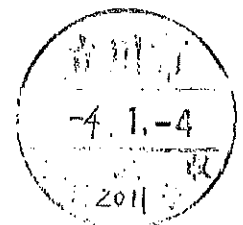
第2 陳情の原因

立川市議会会議規則には「紹介する議員」と「紹介議員」との規定はあるが、紹介議員の法的地位の成立手続きについての規定がない。

第3 陳情の理由

- 1 立川市議会会議規則において、紹介議員が議員とは別の法人格であるとの規定がない。
- 2 現行の解釈運用において紹介議員の行為は、私人である請願者と私人としての議員が公務ではない私的行為として、請願の紹介議員になる旨の私人間の委任代理契約として行われている。
- 3 この場合、請願書に署名又は記名押印した議員が委員会から「説明を求め」られて議会に登庁した場合に傷害を受けたときは、公務災害の適用はない。
- 4 議長職権の公権力行使としての任命によらなければ、公務員非常勤特別職としての紹介議員の法的地位は成立しない。
- 5 委員長が、同規則にもとづいて請願書に署名又は記名押印した「紹介議員」を召喚しても、議長から任命されていないならば「紹介議員」は存在しないから、これに応召した「紹介議員」は無権代理人であり官名詐称である。

委員長は「議長が紹介議員を任命していない」ことを知るべき地位にあるから、紹介議員の資格のない者を召喚すること自体、錯誤であり違法、無効である。



陳 情 書

2022年1月4日

立川市議会議長 福島 正美 殿

東京都西多摩郡瑞穂町  
立憲共和党代表 角田 統領

立川市の条例規則で議員が請願法の官公署であることを規定することを求める件

第1 陳情の趣旨

- 1 市の条例規則で議員が請願法の官公署である旨を規定することを求める。

第2 陳情の原因

- 1 議員に対する請願について、立川市の条例規則に具体的な規定がない。

【第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。】

第3 陳情の理由

- 1 憲法も法律も条例も契約書であり、権利者と義務者の関係が規定されている必要があり、権利者の規定があっても義務者の規定がなければ画餅、無効である。

憲法第16条は「権利を有し」はあるが「国は請願に対し審査する義務を負う」旨の規定がなく、文理解釈すると「義務者」がないから「国無答責」となり、日本国憲法そのものが画餅に帰す。これが権利に対する文理解釈禁止の所以である。

- 2 大韓民国憲法第26条には次の規定がある。

【第26条 ① 全ての国民は法律の定めるところにより国家機関に文書で請願する権利を有する。

② 国家は請願に対し審査する義務を負う。】

日本国憲法第16条も、論理解釈をすれば次のようになる。

【第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

② 国は請願に対し審査する義務を負う。】

- 3 論理解釈すれば、議員が請願法の「官公署」であることは明らかである。

天皇でさえも請願の対象であるのに、議員が請願の対象でないというのは、議員が無答責の雲上人か現人神であることになり、有り得ないことである。

議員が有権者の代理人としてその職責を果たすためにも、請願を「受理して誠実に処理」する義務があることを条例や規則で明確に規定する必要がある。



陳 情 書

2022年1月4日

立川市議会議員 福島 正美 殿

東京都西多摩郡瑞穂町

立憲共和党代表 角田 統領

件名：「立川市憲法条例」の制定を求める件

第1 陳情の趣旨

立川市において、(仮称)「立川市憲法条例」の制定を求める。

第2 陳情の原因

近年、全国の自治体において、議会基本条例や自治基本条例等が相次いで制定され、雨後の竹の子の如き様相である。

議会基本条例は八王子市においても制定されており、全国では、合計888自治体(49.7%)(2019年04月01日現在)[2020年07月01日更新]である。

自治基本条例は、全国の自治基本条例一覧(更新日:2021年4月1日)によれば397自治体で3割弱。名称は「自治」、「まちづくり」等多様である。

この中で共通しているのは「住民等が権利を有する」旨の規定があることと「その権利を保障する責務を自治体が負う」旨の規定があるということであり「自治体が義務を負う」旨の規定がないということである。

「立川市議会基本条例」には「権利」という文言も「義務」という文言もない。

第3 陳情の理由

本来条例は、次の憲法第94条(条例制定権)に由来し、地方自治法第14条に「条例によらなければならない」と規定されているものであり、有権者と本市の契約であるから「権利者」と「義務者」の規定がなければ無効である。同法第14条の「よら」は「抛ら」であり、「抛」るためには「定め」が必要である。すなわち「改正前の「定めなければならない」と意味は同じである。

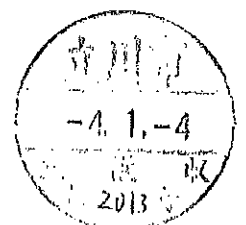
【憲法第94条(条例制定権)

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。】

【地方自治法第14条

普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。】

この「範囲内」を「100~0」とすれば、アメリカ合衆国憲法修正第1条が「禁止」している「縮減解釈」を可能とすることになる。日本国憲法も文理解釈すれば「国無答責」となる。議会に対し憲法を暮らしに活かす「解釈」(地方自治法第1条)として「市有答責」の(仮称)「立川市憲法条例」の制定を求める。





陳 情 書

2022年1月5日

立川市議会議長 福島 正美 殿

東京都西多摩郡瑞穂町  
立憲共和党代表 角田 統領

訴訟代理契約の是正を求める件

第1 陳情の趣旨

訴訟代理契約の是正を求める。

第2 陳情の原因

- 1 次の訴訟事件について、委任代理契約が行われている事例がある。

【令和3年（ネ）第53号（原審：令和2年（ワ）第1190）】

- 2 弁護士法第3条第1項には次の規定がある。

【第三条（弁護士の職務）

弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。】

- 3 地方自治法第153条に次の規定がある。

【第一百五十三条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。】

第3 陳情の理由

- 1 立川市を当事者とする訴訟事件の代理人について、弁護士との委任代理契約で行われており、弁護士法第3条違反及び地方自治法第153条違反の疑義がある。

市長は、職員を「指定代理人」に任命することによって「その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる」が、私人たる弁護士に「権限」すなわち「公権力の行使」を「代理させること」はできないから、訴訟代理契約の是正が必要である。



陳 情 書

2022年1月6日

立川市議会議長 福島 正美 殿

東京都西多摩郡瑞穂町

立憲共和党代表 角田 統領

件名：条例制定義務の課題を明らかにすることを求める件

第1 陳情の趣旨

- 1 条例制定義務の課題を明らかにするために、地方自治法第14条の「法令に特別の定めがある場合」の数と法令名を明らかにすることを求める。

第2 陳情の原因

- 1 地方自治法第14条に次の規定がある。

【普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

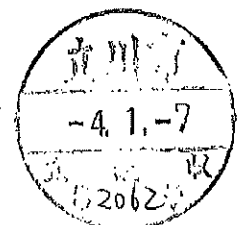
② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。】

第3 陳情の理由

- 1 この「条例によらなければならない」の「よら」は「依ら」であり、「依る」ためには「定め」が必要であるから、改正前の「定めなければならない」と意味は同じである。文理解釈すれば「義務」はないということになる危険がある。
- 2 この危険を排除するためには、次のアメリカ合衆国憲法の修正第一条の「縮減禁止」の趣旨を含む、権利の条項に対する「文理解釈禁止」（＝縮減解釈禁止）の条例を制定することが求められる。

【連邦議会は、国教を樹立し、若しくは信教上の自由な行為を禁止する法律を制定してはならない。また、言論若しくは出版の自由、又は人民が平穩に集会し、また苦痛の救済を求めるため政府に請願する権利を縮減する法律を制定してはならない。】

- 3 地方自治法第120条の「普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない」という規定が、同法第14条2項の「法令に特別の定めがある場合」規定に該当するか、また仮に、該当する場合には、同法第14条2項の「義務を課し、又は権利を制限するには（中略）条例によらなければならない」旨の適用除外、すなわち「議会においては「条例によらなくとも、義務を課し、又は権利を制限することができる」と解することができる」か等の疑義があり、議会の課題が明定される必要がある。



令和4年3月28日

立川市議会議長 殿

東京都千代田区平河町

海事振興連盟

会長 衛藤 征太郎

国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情

### 陳情趣旨

現在7月の第3月曜日とされている国民の祝日「海の日」を制定趣旨等に鑑み当初の7月20日に固定化することを求める意見書を貴議会より内閣総理大臣宛に提出願いたい。

謹啓 貴議会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。私ども海事振興連盟は、超党派の国会議員350余名と海事関係団体等で構成される組織で、わが国の海事産業の発展に貢献すべく日々活動しております。

さて、国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」、ことを趣旨として、全国1,038万人の署名・約2,300に及ぶ地方議会の決議を経て平成7(1995)年に制定され平成8(1996)年から施行されております。

ご案内の通り「海の日」は、昭和16(1941)年に制定された「海の記念日」を基に制定されました。「海の記念日」は、明治9(1876)年に明治天皇が東北地方に巡幸した際、灯台視察船「明治丸」で航海し、同年7月20日に横浜港に無事入港されたことを記念して制定されたものです。

また、第1回海の日である平成8(1996)年7月20日は、世界の海洋秩序を定めわが国の排他的経済水域(EEZ)200海里の根拠となる「国連海洋法条約」がわが国において発効した日であり、平成19(2007)年7月20日は「海洋基本法」が施行され、わが国が新たな海洋立国を目指すことを宣言した日でもあります。

このように、当初「海の日」とされた7月20日は海洋国家日本の礎となる記念すべき日であり、「海洋国家日本を宣言した日」であります。

しかるに平成15(2003)年以降、いわゆるハッピーマンデー制度により、「海の日」は「7月の第3月曜日」になり、毎年その日にちが変動する祝日となってしまいました。

わが国は国連加盟193カ国のなかでいち早く「海の日」を国民の祝日とした唯一の国です。「海の日」の制定趣旨を顧みれば、海を通じて人的・文化的交流を図り、経済活動を行ってきたわが国にとって7月20日を「海の日」として国民の認識を得ることは海洋国家として当然のことと考えます。われわれ海事振興連盟は、海の日を7月20日に戻し、わが国を改めて名実ともに海洋国家といえる存在とするべく、議員提案として



その成立を期することいたしました。

かつて7月20日から31日までを「海の旬間」とし、各地方自治体において様々な行事が活発に開催されておりましたが、ハッピーマンデー化以降は「海の旬間」が設定できなくなり、地方自治体による行事も活発に開催されているとは言い難い状況となりました。「海の日」のイベント開催は年に一度わが国の平和と安全また海の資源を守り、海に働く人々に国民の目を向けてもらう日でありました。「海の日」が7月20日に固定化されれば、地方自治体が行う年間行事における海の日関連行事の位置づけが明確となり、各種行事が活発に開催され、国民の目が海辺の町、海に係わる産業やそこで働く人々たちに向けられ、後継者になろうとする人たちの増加につながるものと期待されます。ハッピーマンデーは観光振興等に相応の効果をもたらしたと考えますが、「海の日」に関しては、全国の多くの公立学校が夏休みの開始日を7月21日としていることを考えますと、7月20日に固定化した方が夏休みと絡めて連休の効果が大きいと考えます。

また、2008年の国連総会において、「海を讃え、海洋の恵みを賛美し、またその本来の価値に感謝するため」、2009年以降6月8日を「世界海の日」とすることが決定され、毎年6月8日に国連や関係国で記念行事が開催されております。

政府が標榜する「自由で開かれたインド太平洋」を例にあげるまでもなく、政治・経済さらには地球環境問題において、今ほど「海」がクローズアップされている時代はありません。これら課題について、わが国が率先して積極的に問題提起を行う場合、海の日が毎年変わるようでは、諸外国から見て軸の定まらない国として映るに違いありません。

四面を海に囲まれたわが国は海なしでは成り立ちません。海から大きな恩恵を受けると同時に、様々な影響も受けます。海に生かされている、と同時に海と共に生きる、すなわち海と共生している国民であるとも言えます。

「海の日」を7月20日に固定化することにより、国民の一人一人が海をめぐる様々な状況に思いを馳せ、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」という「海の日」の趣旨に思いをいたす機運を盛り上げることが極めて重要であると思っております。

つきましては、貴議会におかれまして、地域振興の見地からも、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書を採択いただき、内閣総理大臣宛に提出いただきたく本状をもってお願いする次第です。何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

謹白

### 第3次環境基本計画に関する陳情

住 所 東京都立川市 [REDACTED]  
団体名 ゼロエミッションを実現する会立川  
代表者氏名 [REDACTED]  
(連絡先の電話番号) [REDACTED]

#### 1. 陳情の要旨

第3次環境基本計画に、立川市の2050年、2040年、2030年の温室効果ガス削減目標とその達成のための計画を盛り込むことを立川市に立川市議会として求める

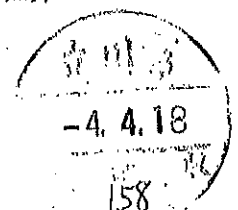
また、上記内容を盛り込んだ第3次環境基本計画の作成を早急に開始し、第3次環境基本計画開始年度を1年度以上前倒しすることを立川市に立川市議会として求める

#### 2. 陳情の理由

IPCCによると「人為起源の気候変動は、世界中の全ての地域で、多くの気象及び気候の極端現象に既に影響を及ぼしている」<sup>(注1)</sup>です。世界の気候変動への危機感が高まっており、急速な社会の変化が起こっています。2050年CO2排出量実質ゼロや2030年温室効果ガス排出量削減目標を表明する国や地域が増えていて、日本と東京都もその一つです。東京都は2050年ゼロエミッションのため「2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減(2000年比)」することも表明しており、既に「2030年カーボンハーフに向けた取組の加速 - Fast forward to “Carbon Half” -」を作成しています<sup>(注2)</sup>。

立川市は現在、第2次環境基本計画の最中にあります。この計画は2020年に中間見直しがされましたが、中間見直し以降のおよそ2年の間に前述のような急激な社会の変化が起こりました。立川市の第2次環境基本計画は今日の気候変動をめぐる社会情勢に対応できていません。立川市としても、第3次環境基本計画には立川市の2050年、2040年、2030年の温室効果ガス削減目標とその達成のための計画を盛り込む必要があると考えます。

また、温室効果ガス削減目標とその達成のための計画が盛り込まれた第3次環境基本計画の開始を、2025年度まで待つことはできません。第一に、温室効果ガスは人間の活動により毎秒毎秒大量に排出されています。一秒でも早く行動することはとても重要で、一年でも早く具体的な温室効果ガス削減目標を盛り込んだ環境基本計画を開始させることは非常に重要です。



第二に、「立川市第2次環境基本計画（改訂）」には「なお、将来の環境をめぐる社会情勢などが大きく変化し、計画の変更が不可欠となった場合は、計画の期間に関わらず見直しを行います」とあります<sup>(注3)</sup>。国や都の方針と乖離してしまっている今こそ、「将来の環境をめぐる社会情勢などが大きく変化し、計画の変更が不可欠となった場合」だと考えます。

第三に、今日の社会情勢を反映させた計画の作成が遅れば遅れるほど、国や都の計画に整合させるために立川市としては急激な変化を迫られることとなります。立川市の行政や市民の負担軽減のためにも、温室効果ガス削減目標とその達成のための計画が盛り込まれた第3次環境基本計画の作成を早急に開始し、第3次環境基本計画開始年度を1年度以上前倒しすることを求めます。

[注]

1. 気象庁、「IPCC AR6 WG1 報告書 政策決定者向け要約（SPM）暫定訳」、2021、8頁
2. 東京都環境局 HP、「2030年カーボンハーフに向けた取組の加速-Fast forward to “Carbon Half” - 」、2022、  
[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy\\_others/zeroemission\\_tokyo/zeroemission2021.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/zeroemission_tokyo/zeroemission2021.html)（2022年4月13日アクセス）
3. 立川市、「立川市第2次環境基本計画（改訂）」、2020、6頁

令和4年 4月 18日

立川市議会

議長 福島 正美 殿

## ゼロカーボンシティ宣言に関する陳情

住 所 東京都立川市 [REDACTED]  
団体名 ゼロエミッションを実現する会立川  
代表者氏名 [REDACTED]  
(連絡先の電話番号) [REDACTED]

### 1. 陳情の要旨

2050年CO<sub>2</sub>(二酸化炭素)実質排出ゼロを目指すとして立川市長が表明する(ゼロカーボンシティ宣言)ことを立川市議会として求める

### 2. 陳情の理由

IPCCによると「人為起源の気候変動は、世界中の全ての地域で、多くの気象及び気候の極端現象に既に影響を及ぼしている」<sup>(注1)</sup>です。世界は気候変動に危機感を抱いており、昨年のCOP26のグラスゴー気候合意では世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5度以内に抑える努力を追求するとされました<sup>(注2)</sup>。

1.5度目標の達成のためには人為的CO<sub>2</sub>の正味排出量を2050年前後にゼロにすることが指標とされており<sup>(注3)</sup>、菅前首相も一昨年、2050年のカーボンニュートラルを宣言しました。地方公共団体でも「2050年にCO<sub>2</sub>(二酸化炭素)を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」であるゼロカーボンシティを表明するところが増加しており、2022年3月31日の時点で東京都含む679の自治体が表明しています<sup>(注4)</sup>。

立川市もゼロカーボンシティを宣言する必要があると考えます。なぜなら、ゼロカーボンシティ宣言は政策を2050年CO<sub>2</sub>実質ゼロという目標に向かわせます。市民を啓発します。人々の議論や協力を生みます。そして、最終的には世界の1.5度目標に寄与し、気候変動から立川市民や世界中の人びととその他動植物の命を守ることに繋がります。また、国・地方脱炭素実現会議の「地域脱炭素ロードマップ」によると、「地域脱炭素は、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献」<sup>(注5)</sup>します。

命のため、立川市の魅力と質を向上させるため、立川市長がゼロカーボンシティを宣言することを求めます。



[注]

1. 気象庁、「IPCC AR6 WG1 報告書 政策決定者向け要約 (SPM) 暫定訳」、2021、8 頁
2. COP26, *Glasgow Climate Pact*, 2021, p.3
3. 環境省、「1.5℃特別報告書 政策決定者向け要約 (SPM) の概要、2018、4 頁
4. 環境省、「ゼロカーボンシティ取組一覧 (表明自治体)」、2022
5. 国・地方脱炭素実現会議、「地域脱炭素ロードマップ【概要】～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～」、2021、3 頁

令和4年 4月 18日

立川市議会

議長 福島 正美 殿



令和4年5月22日

陳情第12号

立川市議会 議長 福島 正美 様

中国共産党による臓器収奪の即時停止  
ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情

陳情者

住所：〒 [ ] 兵庫県伊丹市 [ ]

氏名：井田 敏美 [ ]

陳情の趣旨：

中国共産党による臓器収奪を非難し、法輪功に対する迫害に代表される種々の人権侵害の即時停止を求める意見書を日本政府に提出することを要望する。

陳情の理由：

中国では、国際社会からの度重なる非難にもかかわらず、依然として種々の深刻な人権侵害が行われています。なかでも最たるものは臓器収奪で、臓器移植のために、不当に身柄を拘束した人たちから生きたまま臓器を強制的に摘出するという事です。これは数量が夥しい上に、刑務所、警察、病院、軍、衛生管理部門が絡む行為であり、実質上国家犯罪と言えます。

にわかには信じ難いことですが、2006年の告発を受けて行われた海外の著名弁護士らによる詳細な調査によって、それが紛れもない事実だということが明らかになりました。それを受け、2013年に欧州議会で、2016年には米国議会で非難決議案が採択され、2019年には英国で行われた中国民衆法廷の最終裁定で、「臓器収奪は、中国全域で、何年にもわたり、かなりの規模で行われてきており、法輪功学習者がおそらく主な臓器源である。」と結論づけられました。さらに、2022年5月5日には、欧州議会で2度目の非難決議案が採択されました。これらの決議案ではいずれも、臓器収奪の主たる対象は法輪功学習者だと言及されています。(※1)

中国の伝統的な気功修煉法である法輪功(※2)は、1999年から中国共産党政府による大弾圧を受け続けており、臓器収奪の主たる対象とされてきました。人道に反する犯罪であるだけでなく、わが国にとって決して対岸の火事ではありません。

(1) わが国では未だ、不透明な臓器移植が行われている国で移植を受けることを禁ずる法整備が行われていないため、海外への移植を斡旋する業者もネット上で公にPRし、日本人が中国へ渡航して臓器移植を受けるケースが見られます。その場合、収奪された臓器が使われる可能性が極めて高く、そうなれば日本人が間接的に犯罪に加担したことになります。

(2) 人権を重んじ、国際人権規約に批准しているわが国は、他国で行われている人権侵害をも注視し、必要に応じて強く非難する責任があります。中国で行われている法輪功に対する迫害ならびに臓器収奪に対しては、これまで欧米諸国による強い非難が出ており、それにより中国国内では強制労働施設が解体されるなど、一定の効果がありました。日本は隣国であり、友好関係を推進するだけでなく、改めるべきところはきちんと指摘することが求められています。



(3) 中国共産党の法輪功に対する迫害が始まって以来、日本人の配偶者や義理の親、日本国籍に帰化した人の親族、日本定住の中国人の親族などが、法輪功を修煉しているというだけで、中国国内で不当に身柄を拘束され迫害を受けるというケースが多々発生しており、中国における法輪功迫害ならびに臓器収奪は直接日本と関わる問題になっていると言っても過言ではありません。

(4) 日本国内での孔子学院の設立や千人計画への日本人研究者の取り込みのほか、政財界にも中国共産党政権の影響がかなり浸透してきていると言われる中、中国の人権侵害に対して毅然とした態度を採ることは、我が国に禍が及ばないようにし、ひいては国益につながるものと思われま

#### (※1) 各種決議案

① 欧州議会 中国での「臓器狩り」停止を求める決議案 (P7\_TA(2013)0603) (2013年12月12日可決)

欧州議会オフィシャルネットに本決議案の翻訳が掲載されている。

<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//BP//TEXT+TA+P7-TA-2013-0603+0+DOC+XML+V0//EN&language=EN>

② 米国下院議員 343号決議案案 (2016年6月13日可決)

<https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-resolution/343/text>

(PDFファイル) : <https://www.congress.gov/114/bills/hres343/BILLS-114hres343eh.pdf>

(日本語訳) : <https://stop-oh.org/archives/35>

③ 英国で行われた中国民衆法廷での最終裁定 (2019年6月17日)

<https://chinatribunal.com/>

(要旨の日本語訳) 中国での良心の囚人からの強制臓器収奪に関する民衆法廷

<http://jp.endtransplantabuse.org/ct-finaljudge>

④ 欧州議会 中国共産党による生きている人間から強制臓器摘出に反対する緊急決議案 (2022年5月5日可決)

(日本語記事) : 欧州議会、中国政府の強制的な臓器摘出を非難する決議案を採択

<https://www.epochtimes.jp/2022/05/105622.html>

(日本語報道) : [https://www.youtube.com/watch?v=\\_Bjk7lmlHy4](https://www.youtube.com/watch?v=_Bjk7lmlHy4)

#### (※2) 法輪功とは

心の修養を重んじる中国の伝統的な気功修煉法で、心身の健康増進に顕著な効果があったことから、1992年に伝え出されて以来、瞬く間に中国全土ならびに世界各国に広まり、中国政府当局の統計で1999年の時点で中国国内だけでおよそ1億人が学んでいたと言われます(当時の共産党員は約7千万人)。しかし、中国共産党は一党独裁政権である上、当時の江沢民国家主席が法輪功の圧倒的な人気に嫉妬したことから、1999年7月20日に大弾圧を開始しました。弾圧は今も続いています。

法輪功学習者が臓器収奪の主たる対象となったのは、①臓器提供源で莫大な利益が得られる ②大弾圧により常時膨大な数の法輪功学習者が身柄を拘束されている ③中国共産党の連座制度で、多くの法輪功学習者は家族に類が及ぶことを心配して身元を明かさなかった ④法輪功は心身の健康増進に顕著な効果があり、学習者は総じて一般の人より健康体であったことによると言われます。

陳 情 書

2022年6月13日

立川市議会議長 殿

東京都西多摩郡瑞穂町  
立憲共和党 代表 角田 統領

「立川市憲法条例」制定を求める陳情

第1 陳情の趣旨

- 1 「立川市憲法条例」の制定を求める。

第2 陳情の原因

- 1 立川市には「立川市憲法条例」がない。
- 2 立川市の「職員のサービスの宣誓に関する条例」に「サービスの宣誓」に関して次のとおり「別記様式」の規定がある。

【<別記様式>

宣誓書

私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責任を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。 年 月 日 氏名 】

- 3 日本国憲法第16条に次の規定がある。

【日本国憲法第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。】

- 4 大韓民国憲法第26条に次の規定がある。

【第26条

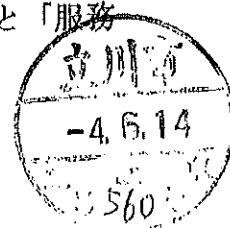
① 全ての国民は法律の定めるところにより国家機関に文書で請願する権利を有する。

② 国家は請願に対し審査する義務を負う。】

- 5 アメリカ合衆国においては合衆国憲法（United States Constitution）があり各州にも憲法がある。例えばカリフォルニア州には州憲法（California Constitution）がある。

第3 陳情の理由

- 1 立川市の職員は「日本国憲法を尊重し」、「地方自治の本旨を体する」と「服



の宣誓」をするが、宣誓の対象である「日本国憲法」の概念規定が解釈の方法によっては逆の意味になることもあるから、「サービスの宣誓」が形骸化しており、任命権者と職員が同床異夢であっては意味がない。

古来「論語読みの論語知らず」という諺がある。読むことはできても実行ができないこととされている。「日本国憲法」を知らずして「尊重」や「遵守」することはできず、「自治体の本旨」を知らずして「体する」ことはできない。

そこで「日本国憲法」とは何か「自治体の本旨」は何かの解釈が問題となる。

3 宣誓書に記載される「日本国憲法」は玉虫色すなわち毒薬である。

公法としての憲法令が玉虫色である所以は、それが権利を廻る立法権者の妥協の産物だからである。立法に関与する法務官僚は前者に対しては「法に書いて無いから文理解釈すれば大丈夫です」と言い後者に対しては「法に書いて無くても論理解釈すれば大丈夫です」と言いくるめることで成立していることにある。

解釈の方法は、本質的には文理解釈と論理解釈に大別される。解釈に際しては解釈論の泥沼にはまるのを避ける必要がある。

権利に係る文理解釈は毒であり論理解釈は薬である。憲法令は人類という人間社会の運営に欠かせないものであるが、玉虫色である憲法令を文理解釈というプリズムを翳すと国民の権利は侵害されて画餅に帰し、論理解釈というプリズムを翳すと国民の権利は保障される。

自治体とは「地方自治の本旨を体する」ことすなわち「自治体憲法の制定」を要件とし、権利に係る条項については、自治体独自の憲法解釈方法として許される論理解釈を体得しているべきものである。

4 例えば憲法第16条（請願権）を文理解釈すれば「義務」という文字が無いから「国は請願に対し審査する義務を負わない」となり、論理解釈すればそこに「義務」という文字が無くても「国は請願に対し審査する義務を負う」となる。

又、憲法第1条から第103条までのどの条項にも「国が国民の権利を保障する義務を負う」旨の規定はないから、大日本帝国憲法の国家無答責に連担する時代錯誤の国無答責となり国民の「権利」は画餅に帰し、基本的人権は蹂躪される。

憲法は玉虫色であり、文理解釈によるか論理解釈によるかの違いにより、天動説にも地動説にもなり得る。

自治体憲法のない自治体は憲法読みの憲法知らずであり、自治体における「日本国憲法」の権利に係る条項の解釈方法は、論理解釈とすべきである。

5 日本国憲法の権利に係る条項を文理解釈するか論理解釈にするかについて、文理解釈すれば権利侵害となるにもかかわらず自治体の条例には規定がなく、論理解釈の義務が明記されていないことから「サービスの宣誓」も同床異夢となり形骸化しており、これを是正するためにも又「地方自治の本旨を体する」ためにも「立川市憲法条例」を制定すべきである。

6 アメリカ合衆国憲法と州憲法との関係は、日本においては日本国憲法と自治体憲法という関係となる。

立川市において「地方自治の本旨を体する」と職員が宣誓するとおり「日本国

憲法を尊重」する為にも、日本国憲法の権利に係る条項を文理解釈して「国は国民の権利を保障する義務を負わない」とするのか、又は論理解釈して「国は国民の権利を保障する義務を負う」とするのかを明らかにし、「憲法を暮らしに活かす」という声を掛け声倒れにしない為にも、地方議会に課せられた「地方自治の本旨を体する」根幹として立川市における独自の解釈に基づく「立川市憲法条例」を制定する必要がある。

## 7 【国の解釈】

国土交通大臣が諮問庁である事件について、次の「答申書」の「第3 諮問庁の説明の要旨」に記載されているとおり「請願法5条に規定される「誠実に処理」とは、請願者に対してその処理の経過や結果を告知する義務までを含むものではないと解される」とし「請願法に基づき処分庁が行うべき処理は、当該請願書を受理した時点で終了している」、「本件のように文書で回答する場合であっても原則として文書管理システムを用いた起案や決裁を行うことはない」と主張している例がある。

しかしこれは、憲法第16条及び請願法の解釈を文理解釈したものであり、憲法第16条違反であり請願法第5条違反であり、公文書の管理に関する法律第4条1項四号違反である。

【諮問庁：国土交通大臣・諮問日：令和元年7月10日（令和元年（行個）諮問第52号）・答申日：令和元年10月9日（令和元年度（行個）答申第67号）・事件名：国土交通大臣あて請願書に対する本人への回答書の起案者及び決裁者の職・氏名が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件・答申書・（総務省：情報公開・個人情報保護審査会第5部会）委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司）】

### 【第3 諮問庁の説明の要旨

#### 3 原処分に対する諮問庁の考え方について

本件諮問に当たり、原処分の妥当性について検討した結果は次のとおりである。

- (1) 請願法（昭和22年法律第13号）5条において、「請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」と規定されている。同法に基づき、担当係は、審査請求人による特定日A付国土交通大臣あての請願書2通を、特定日B特定受付番号A及び同日付特定受付番号Bとして受理した（別添文書1，2（いずれも略））。
- (2) 請願法5条に規定される「誠実に処理」とは、請願者に対してその処理の経過や結果を告知する義務までを含むものではないと解される（内閣衆質155第17号平成14年12月6日「衆議院議員川田悦子君提出請願法による請願の処理に関する質問に対する答弁書」）。このため、請願法に基づき処分庁が行うべき処理は、当該請願書を受理した時点で終了していると言えるが、通常、担当係では、所管法令に関する解釈についての照会があった場合、特に法令による根拠がないものであっても行政サービスの一環として回答を行っていることから、当該請願書に対しても

文書にて回答を行った（別添文書3（略））。

- (3) 担当係において所管法令の解釈に関する照会に対して回答を行う場合通常は電話又は電子メールにて回答し、本件のように文書で回答する場合であっても原則として文書管理システムを用いた起案や決裁を行うことはないことから、当該請願書に対する回答の起案者及び決裁者の職・氏名がわかる資料を作成していないため不存在とする処分庁の説明に特に不自然・不合理な点はない。

#### 【公文書の管理に関する法律第四条

行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

#### 四 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯】

前述の政府の行政解釈と同趣旨の文理解釈として、次の答弁書も国会に提出されており、容認できない。

【「請願は、国又は地方公共団体の機関に対して希望を述べることを保障する制度であって、その内容が所管の官公署に伝わることにより、ひとまず請願の目的は達成されるものと解されており、同法は、請願を受理した官公署に対して、請願者にその処理の経過や結果を告知する義務までを負わせるものではない」（質問趣意書に対する政府答弁書・平成15年6月17日・内閣衆質一五六第八八号）】

- 8 国土交通大臣の請願についての見解は前述のとおりである。

すなわち憲法第16条に規定されている「請願」に対して文理解釈により「義務を負わない」と解釈して請願権を侵害し、公文書の管理に関する法律第4条1項4号の「個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯」に係る文書との解釈を欠き、同条1項の「文書を作成しなければならない」義務に違反する旨であり、文理解釈による公務員職権濫用罪（刑法193条）の確信犯である。

首長も議会も同大臣と同様に請願を義務を伴う権利として解釈しておらず、請願書に対して権利に対する行政処分としての受理処分及び文書回答をしたことがないから、公文書の管理に関する法律第4条1項四号違反である。

- 9 首長の補助機関である職員は、地方公務員法第31条（服務の宣誓）に基づいて前述の「別記様式」により宣誓書を任命権者に提出している。

#### 【地方公務員法第三十一条（服務の宣誓）

職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。】

#### 【地方公務員法第三十二条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公・共同体の規則及び地方公・共同体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。】

1 0 自治体には、前述の「サービスの宣誓」の「別記様式」に「日本国憲法を尊重」という規定がある。国公法では「日本国憲法を遵守」と規定されている。

この「日本国憲法」について、憲法読みの憲法知らずであってはならず、その意味を知らずに「尊重」することはできないから、条文の意味を知るには条文を解釈しなければならない。

その際、文理解釈するか論理解釈するかという選択をしなければならない。

1 1 例えば憲法第16条（請願権）の解釈方法

例えば、自治体が日本国憲法第16条①を文理解釈②しているか又は論理解釈③しているかという問題がある。

①【日本国憲法第十六条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。】

②（文理解釈）

【日本国憲法第十六条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

2 国は請願に対し審査する義務を負わない。】

③（論理解釈）

【日本国憲法第十六条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

2 国は請願に対し審査する義務を負う。】

1 2 権利に係る公務員による文理解釈は、権利侵害を発生させることは明らかであるから「権利の行使を妨害したとき」（刑法193条）の疑義を招くことになる。

憲法令の解釈において「文理解釈」は権利侵害の違憲・違法である。

しかし、権利に係る条文の文理解釈は権利を侵害し「権利の行使を妨害したとき」に当たるから犯罪（刑法193条）に抵触する。

【刑法第百九十三条（公務員職権濫用）

公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。】

1 3 文理解釈と論理解釈

文理解釈は論理解釈の対極にある。

文理解釈は「今日はいい天気だね。空にお星さまは見えないね。だから昼間にはお星さまは消えてしまって無いんだよ。」と言ひ、論理解釈は「いやいや、見えないから無いんじゃないかと、見えなくても有るんだよ。」と言うのである。

1 4 日本国憲法第16条と大韓民国憲法第26条との比較

日本国憲法第16条を例にとり、大韓民国憲法第26条との対比で考えれば次のようである。ちなみに日本国憲法は1947年に施行され、その翌年に大韓民国憲法が制定・公布された。

【日本国憲法第十六条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。】

【大韓民国憲法第26条

① 全ての国民は法律の定めるところにより国家機関に文書で請願する権利を有する。

② 国家は請願に対し審査する義務を負う。】

この大韓民国憲法第26条を文理解釈しても「国家は請願に対し審査する義務を負う」という明文規定があるから権利侵害という公務員の犯罪は発生しない。

しかし、日本国憲法第16条を文理解釈するとその条文には「国家は請願に対し審査する義務を負う」という規定が「無い」から、文理解釈すると次のようになる。

【日本国憲法第十六条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

2 国は請願に対し審査する義務を負わない。】

15 違憲立法容認条項としての日本国憲法第98条

なぜ、このような憲法違反の行政解釈が横行するかと言えば、憲法第98条1項にその原因がある。同条は違憲立法及び違憲の行政解釈を禁止せずに容認し「違憲であれば無効」として問題を司法（過去・火消壺）に先送りしている。

憲法第98条は、違憲立法容認条項である。

アメリカ合衆国憲法修正第1条の「違憲立法制限規定」とは雲泥の差がある。

【日本国憲法第九十八条

この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。】

【アメリカ合衆国憲法修正第1条

連邦議会は、国教を樹立し、若しくは信教上の自由な行為を禁止する法律を制定してはならない。また、言論若しくは出版の自由、又は人民が平穩に集会し、また苦痛の救済を求めるため政府に請願する権利を侵す法律を制定してはならない。】

16 違憲条例容認条項としての日本国憲法第94条(条例制定権)

この「請願する権利を侵す法律を制定してはならない」という規定は「請願権縮減立法禁止」であり、日本国憲法第94条の条例制定権は「法律の範囲内」と規定され「100~0」の危険があり、地方自治法第14条2項も銅法第94条に連担



する「権利縮減容認条項」であるから、この「修正条項第1条」の趣旨には反するものである。

【地方自治法第十四条

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。】

【日本国憲法第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。】

【日本国憲法第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。】

1.7 憲法令の巧妙な罫

憲法令は玉虫色である。かざすプリズム（解釈論）見る角度によって怪しく煌めき不穏な輝きで国民を魅惑する。

国有答責の国家賠償法の根拠である憲法第17条でさえも「国が賠償の義務を負う」旨の規定が無いから、文理解釈さえすれば容易に国無答責とすることができる。すなわち白を黒と言い包めることができるのがこの国の型である。

【憲法第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。】

玉虫色「憲法」は「公共」を麻醉剤として「権利」の圧殺に利用する。

【第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。】

【第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【第二十二條 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。】

【第二十九條 財産権は、これを侵してはならない。

②財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。】

憲法第12条の人格のない「憲法」は人格のある「国」とされるべきである。改憲案（平成24年）によれば、憲法第13条の「個人」が「人」に変えられて、権利の帰属主体としての「個人」が抹殺される。

1.8 「立川市憲法条例」の制定は、地方自治の本旨を「体する」ことであり、憲法の権利条項から文理解釈という毒を除去する解毒作用の創出であり、地方自治の本旨に基づく「憲法を暮らしに活かす」立川市の幕開けとなる。

## 陳 情 書

2022年6月13日

立川市議会議長 殿

東京都西多摩郡瑞穂町

立憲共和党 代表 角田 統領

立川市特別職員のサービスの宣誓に関する条例の制定を求める陳情

## 第1 陳情の趣旨

- 1 立川市特別職員のサービスの宣誓に関する条例の制定を求める。

## 第2 陳情の原因

- 1 立川市には、首長及び議員に関する「サービスの宣誓」の規定がない。
- 2 立川市の「職員のサービスの宣誓に関する条例」の第2条に別記様式として「サービスの宣誓」の規定がある。

## 【 宣 誓 書

私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を対するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責任を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。】

- 3 国家公務員法による「サービスの宣誓」の「別記様式」には「日本国憲法を遵守し」と規定されている。

## 第3条 陳情の理由

- 1 「別記様式」に規定される「主権が国民に存することを認める日本国憲法」の権利に係る条項を文理解釈するか論理解釈するかを明らかにするためにも、立川市の首長及び議員に関する「サービスの宣誓」の規定の制定が必用である。
- 2 アメリカ合衆国憲法第2条第1節第8項(大統領の宣誓義務)においては「大統領はその職務の遂行を開始する前に、次のような宣誓をしなければならない」旨の規定がある。

【私は合衆国大統領の職務を忠実に遂行し、全力を尽して合衆国憲法を維持、保護、擁護することを厳粛に誓う。】

大統領は聖書に手を置いて神に誓うように見えるが、「お客様は神様です」とも言われるとおり、首長及び議員においてのお客様は主権者である。

- 3 立川市の首長及び議員は、主権者の選挙により選出されたのであるから、当選証書の受領に際して主権者に対して、日本国憲法の権利に係る条項を論理解釈することを明らかにした「サービスの宣誓」をするべきである。



## 陳 情 書

2022年6月21日

立川市議会議長 殿

東京都西多摩郡瑞穂町

立憲共和党 代表 角田 統領

立川市介護保険条例に「介護発給義務」を明記する改正を求める陳情

## 第1 陳情の趣旨

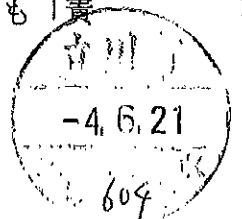
- 1 立川市介護保険条例に「介護発給義務」を明記する改正を求める。

## 第2 陳情の原因

- 1 立川市介護保険条例には、4か所で被保険者の「受給」について「受給権」という規定はあるが保険者の「発給」について「発給義務」という規定はない。
- 2 立川市の全条例において、「立川市は公衆の権利を保障する義務を負う」旨の条文がない。

## 第3 陳情の理由

- 1 立川市介護保険条例には、4か所で被保険者の「受給」について「受給権」という規定はあるが保険者の「発給」について「発給義務」という規定はないから、文理解釈が禁止されていないので当該事務において「保険者には発給義務はない」旨の解釈運用がなされる危険性があり、この危険を防止するために同条例に「保険者には発給義務がある」旨の明文規定を明記する改正が必要である。
- 2 介護保険法及び介護条例を文理解釈すると、「受給権」を保障する「発給義務」者に対する「請求権」の根拠条文の規定が無いから「受給権」は画餅すなわち無効となるから、介護保険法及び介護条例は玉虫色であり、被保険者の「受給権」を保障する規定は無く双務契約ではなく片務契約の、すなわち「ぼったくり」の危険を内包させているから、「相手方に不利益となる取引条件の設定等をする行為（2条9項5号ハ）」でもあり、立法不作為の問題でもある。
- 3 保険事業の基本は、保険者と被保険者との双務契約である「はず」である。  
ところが、介護保険法を文理解釈すれば、双務契約ではなく片務契約である。  
被保険者である国民に「義務」は有る（法4条）が、保険者である市町村及び特別区（法3条）には「責務」は有るが「義務」は無い。国及び都道府県も「責



務」は有るが「義務」は無い。

この法令の文理解釈が「ぼったくり」容認解釈であり憲法第25条違反であることは、論理解釈の立場から見れば明らかである。

保険者である地方公共団体が、憲法第25条を文理解釈すれば、その「権利」は「義務」の規定がないから画餅となり、権利侵害の違法となるから、「権利」が保障される為には論理解釈をして条例に「体する」必要がある。

【日本国憲法第二十五条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。】

- 4 憲法第25条の「権利」に対して「国は、国民の権利を保障する義務を負う」旨の規定が無いから、これを文理解釈すればこの「権利」は画餅であり、介護保険法も被保険者の「義務」は規定しているが保険者の「義務」は規定しておらず、贈与契約と同様に片務契約であり、贈与の不履行があっても違法ではないことになる。

玉虫色憲法の権利に係る条項の文理解釈は権利侵害であり、憲法第98条の違憲立法容認条項により、文理解釈が禁止されていない現状では違憲、違法の温床となっているから文理解釈の毒を解毒する方法として、保険者の発給義務を明文化するために改正が必要である。

【日本国憲法第九十八条

この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。】

- 5 そもそも玉虫色憲法について、保険者である地方自治体が自治体憲法としてどのように「体し」ているか、すなわち権利に係る条項の文理解釈禁止を前提とする論理解釈の立場から、憲法第94条に基づく自治体憲法条例を制定しているか否か、という問題が問われていることでもある。

【日本国憲法第九十四条

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。】

- 6 介護保険事業の保険者である自治体は、「責務」などという免責条項に逃避せず、「保険者は、被保険者の受給権を保障する義務を負う」旨を明文で規定する条例改正をする必要がある。

●義務と責務の違い

義務違反には罰則規定があるものと無いものがある。地方公共団体の条例において

公務員の「義務」を規定したものは無いから地方公共団体無答責である。

公衆との関係で無責任であり、日本国憲法を文理解釈している証左である。

【責務規定に違反したからといって罰せられることはありません。

※ この記事は、参議院法制局の若手・中堅職員の有志が編集・執筆したものです。2020年4月に編集・執筆したものですので、現在の情報と異なる場合があります。】

## ●関係法令

### 【介護保険法】

(保険者)

第三条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

(国民の努力及び義務)

### 第四条

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

4 国及び地方公共団体は、前項の規定により同項に掲げる施策を包括的に推進するに当たっては、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図るよう努めるとともに、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現に資するよう努めなければならない。

「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に  
送付することを求める陳情

住 所 東京都立川市栄町

団 体 名

東京土建一般労働組合多摩西部支部

代表者氏名 清水 政廣 ほか 702 名

電話番号

1. 陳情の要旨

一、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を採択し、政府に送付していただくこと

2. 陳情の理由

コロナ禍や物価上昇、ウクライナ危機が日本経済に影響を与える中、2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。

インボイス制度が実施されれば、中小事業者やフリーランスの事務や消費税負担の増加につながります。消費税の免税事業者に新たな負担を強いる制度は、コロナ禍から再起を図る事業者の重い足かせとなります。インボイス制度によって、新たに2480億円の消費税収が増えると財務省が試算するように、実施されれば消費者の負担が増えます。

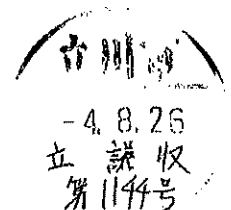
インボイス制度について、業界団体や税理士団体なども「中止」「凍結」を求めています。

以上の理由から上記事項について陳情します。

令和4年 8月 26日

立川市議会

議長 木原 宏 殿



産後ケアのアウトリーチに関する陳情

住 所 東京都立川市 [REDACTED]  
団体名 [REDACTED]  
代表者氏名 [REDACTED] 外223名  
連絡先の電話番号 [REDACTED]

1. 陳情の要旨

立川市の産後ケア事業について、訪問型（アウトリーチ型）の産後ケア事業を早急に導入することを要望します

2. 陳情の理由

記

立川市の産後ケア事業は、産後ケア委託施設における日帰りや宿泊による産後ケア事業は開始されておりますが、訪問型（アウトリーチ型）の産後ケアは開始されていません。

出産後まもない母親にとっては、身体の回復もままならない状態ですぐに慣れない育児、昼夜問わずの赤ちゃん中心の生活が始まり不眠が続き、極度の疲労から医療機関への移動すら困難と感じる方も多くいます。

上に兄弟がいたり、多胎児を持つ母親にとっては更なる負担になります。

家庭内という場所で生活に密着した継続的な産後ケアを受けることは、レスパイトにとどまらず、心身回復への積極的ケア、丁寧で適切な授乳援助、母親の心理的支援や家族の育児機能向上のための支援など、母子や家族のエンパワメントをより効果的に行うことを可能にしています。

その場限りの支援ではなく、支援を受けた後の生活もしっかり支えることを可能にするのが訪問型産後ケア（アウトリーチ型）だと思いますので、アウトリーチ型の早期導入を求めます。

令和4年11月15日

立川市議会

議長 木原 宏 殿



## (7) 意見書

### 陸上自衛隊 V-22 オスプレイ飛来において市民の安全への配慮を求める意見書

令和4年11月1日及び2日に北関東防衛局から、立川飛行場周辺8市に対し、陸上自衛隊輸送航空隊の技能習得並びに首都圏における大規模災害発生時の人員・物資の緊急輸送への備えを目的として、陸上自衛隊 V-22 オスプレイが令和5年1月以降、立川駐屯地内立川飛行場へ飛来する旨、説明がありました。陸上自衛隊による大規模災害発生時等有事の際の人員・物資の輸送並びに各地への救助活動等の重要性は大変理解できるものであります。

他方、飛行訓練は振動や騒音などが発生され、また米軍機ではありますが、ハード・クラッチ・エンゲージメント等に起因する事故等などの報告もされています。機体の安全性に係る技術的問題は存在しないとされていますが、周辺住民の不安の解消には至っておりません。よって、下記の項目を求めます。

- 1 周辺住民の安全・安心・生活環境に配慮すること。
- 2 地元自治体へ情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月20日

立川市議会  
議長 木原 宏

防衛大臣  
北関東防衛局長

浜田 靖一 殿  
扇谷 治 殿



---

## 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書

---

身体障がい者は「身体障害者福祉法」で定義され、精神障がい者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定義されている。ところが、知的障がい者に関しては、「知的障害者福祉法」で知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障がい、あるいは知的障がい者の定義は規定されていない。

また、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者の手帳制度について、身体障がい者と精神障がい者の手帳は、法律に基づき交付・運営されているが、知的障がい者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付・運営されている。

知的障がいについては自治体により障がいの程度区分に差があり、また各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。自閉症の方への手帳交付は、都道府県によって対応が異なっている。

実際に、「精神障害者保健福祉手帳」を交付するところ、「療育手帳」を交付するところ、その両方を交付するところ等、様々な自治体がある。

よって政府に対して、国際的な知的障がいの定義や、自治体の負担等も踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障がい行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の施策として展開することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月20日

立川市議会  
議長 木原 宏

厚生労働大臣

加藤 勝 信 殿

## (8) 決 議

---

### ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻に対する抗議決議

---

2月24日、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が行われた。今もなお計画的に軍事侵攻を進め、多くのウクライナ国民の尊い命が失われている。戦後築かれてきた平和な国際秩序を破壊する行為であり、主権国家であるウクライナをいかなる理由があろうと力で屈服させようとする(力によって一方的に現状変更する)行為は断じて許されるべきではない。また、核兵器の保有を振りかざし国際社会を威嚇する行為は、立川市が平成4年に行った平和都市宣言に掲げるあらゆる戦争の防止と核兵器のない世界平和の実現を願う精神に逆行するものである。

市民の最も身近で働く我々市議会にとって、何の罪もない市民が一方的に巻き込まれ、命が奪われる理不尽な惨劇を看過することはできない。ロシアの軍事侵攻は、身勝手な理由で破壊と殺戮を繰り返す不法な行いであり、人間の生命の尊厳を踏みにじる暴挙として、強く非難されるべきである。立川市議会は今なおロシアとウクライナの再統合という一方的な歴史観と理屈によって軍事侵攻を正当化し、ウクライナ国民を恐怖と欠乏に陥れ、自由と生命、財産を奪うロシアの軍事侵攻を強く非難し、無条件での即時の撤退と侵攻の停止、平和的解決を行うよう市民を代弁する意思をもって強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月8日

立川市議会

# 4 一 般 質 問

第1回定例会（令和4年2月15日～3月22日・質問者17人）

年月日	質 問 者	質 問 事 項
4.2.21	対馬ふみあき	1 プラスチック資源について ① プラスチック資源循環促進法に対する立川市の考え方について ② 影響について ③ 周知方法について ④ 今後について 2 市営住宅における防災対策について ① 市営住宅における家具転倒防止器具の設置状況について ② 周知状況について ③ 原状回復について 3 乳幼児健康診査について ① 現状について ② 保護者の傾向について ③ 相談スペースの個室化について ④ 負担の軽減について
	瀬 順 弘	1 防災の取り組みについて ① 配慮の必要な方の避難について ② 災害・避難情報について 2 地域の環境・安全対策について ① 第四小学校周辺の交通安全対策について ② 立川市認定外道路中14号線(畑道)の安全対策について ③ 近隣からの樹木の越境について ④ アライグマ・ハクビシン対策について ⑤ ペットの糞対策について
	伊 藤 大 輔	1 こどもが思いきり遊べる環境づくりとスポーツ振興 ① 屋外体育施設の利用枠の見直し ② ボールで遊べるスペースの拡大 ③ 体育施設改修時の利用者サポート ④ 誰もが憩える公園にするための整備

年月日	質問者	質問事項
4.2.21	江口元気	1 障害者支援について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害者総合支援法に基づく支援基準の情報公開について</li> <li>② 訪問系サービスの支給決定について</li> <li>③ 窓口の対応について</li> </ul> 2 小学校の飼育動物について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 種類や状況について</li> <li>② 飼育方法について</li> <li>③ 長期休暇中の飼育について</li> </ul> 3 教科担任制の導入について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 立川市の現状について</li> <li>② 導入について</li> <li>③ 今後について</li> </ul> 4 練成館の改修工事について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工事内容、スケジュールについて</li> <li>② 期間中の練習場所確保について</li> </ul>
	永元 須摩子	1 新型コロナ感染拡大への対応について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保育園や学童保育所の発生状況と対応について</li> <li>② 高齢者施設での感染状況と対応について</li> </ul> 2 保育園の運営状況と対応について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害児の入所について</li> <li>② 一時預かりの現状と利用料の改善について</li> <li>③ 保育園のあり方検討会での意見について</li> </ul> 3 視覚・聴覚障害者の方への支援について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 点字ブロックの設置について</li> <li>② 「広報たちかわ」の声のお届けについて</li> <li>③ 庁舎の音声案内システムについて</li> <li>④ 障害者手帳を交付されている聴覚障害者への補聴器の補助や現状について</li> </ul>
	浅川 修一	1 防災対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 感染症のもとでの防災対策について</li> <li>② 豪雨・台風災害などの対策について</li> <li>③ マンション等の災害対策について</li> <li>④ 消防団への支援を</li> </ul> 2 緑保護、育成で温暖化対策、環境問題の改善を <ul style="list-style-type: none"> <li>① 条例、計画、予算を積極的に活かした取り組みについて</li> <li>② 公共施設の緑化について</li> <li>③ 大町市との共同の取り組みを</li> </ul> 3 立川駅南口周辺のまちづくりについて <ul style="list-style-type: none"> <li>① 南口地域の活性化、商店街の支援を</li> <li>② 58 街区について</li> </ul>

年月日	質問者	質問事項
4.2.24	大沢純一	1 窓口での申請について ① 申請前の相談について ② 申請主義とプッシュ型行政について 2 居住支援について ① 居住支援協議会の運営について ② 家賃保証会社について 3 市民・民間との協働について ① アプリを活用した道路などの不具合の通報について ② 民間事業者の活用について
	若木早苗	1 砂川の歴史と文化を生かしたまちづくりについて ① 砂川地域歴史と文化の資料コーナー設置の経過について ② 砂川学習館建て替えについての経過と検討状況について ③ 市民へ説明し、意見を聞くことについて ④ 砂川地域歴史と文化の資料コーナーの存続について 2 子どもの学びと育ちを保障する環境と体制について ① コロナ対策について ② 教職員の多忙解消について ③ 特別支援教室について ④ 教育環境や設備について ⑤ 給食について ⑥ 幼保無償化対象外への対策について 3 西砂地域の交通不便解消について ① 経過と対策、今後の取り組みについて ② 高齢者や障がい者の移動手段の確保策について
	松本あきひろ	1 富士見町地域周辺について ① 無電柱化の工事のこと等について 2 保育子育て支援の推進について ① 更なる支援策等について 3 産業支援策の推進について ① 経済と産業への更なる支援策等について ② 水素資源活用の仕組み方策などについて
	桑川敏男	1 「立川の教育」子供たちの未来を前へ ① 教育部の運営方針について ② 配慮を必要とする子どもや子育て家庭、教育支援について ③ 学校教育の充実について ④ 学校、家庭、地域の連携、学校運営協議会について ⑤ 新学校給食共同調理場の進行状況について ⑥ 生涯学習における「立川市民科」の取り組みの充実について

年月日	質問者	質問事項
4.2.24	山本 みちよ	<p>1 誰もが安心して暮らせるまちづくりについて</p> <p>① 高齢者あんしん見守り支援事業の拡充について</p> <p>② 高齢者の健康維持のために</p> <p>③ パートナーシップ宣誓制度の導入に向けて</p> <p>2 持続可能なまちづくりについて</p> <p>① 食品ロス削減について</p> <p>② 庁舎内へのマイカップ対応自動販売機設置について</p> <p>③ 学用品リサイクルについて</p> <p>3 快適・安全なまちづくりについて</p> <p>① 立川駅北口・バス停付近の強風対策について</p>
4.2.28	山本 洋輔	<p>1 生活の立て直しが困難な人たちの支援について</p> <p>① 再犯防止について</p> <p>② 生活困窮者、生活保護利用者の携帯電話の保有について</p> <p>③ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について</p> <p>2 小中学校におけるコロナ感染について</p> <p>① 小中学校でのコロナ感染状況、感染対策について</p> <p>② 小中学校における感染者発生時の対応等について</p> <p>③ 感染対策による影響等について</p> <p>④ 感染した生徒、マスクを着用できない生徒、ワクチンを接種しない生徒への配慮について</p>
	稲橋 ゆみ子	<p>1 コロナ禍ですすめる「地域共生社会」の展開について</p> <p>① コロナ禍での影響をどう捉えているのか？</p> <p>② その対策として何をどのように改善、充実等していくのか？</p> <p>2 地域資源を活かしたまちづくりについて</p> <p>① 錦町に建設中の「立川地区チャレンジスクール」</p> <p>② 富士見町団地周辺の現状の課題における救済・応援体制のための拠点整備</p> <p>3 まちづくりとして公共施設を次世代に活かすために！！</p> <p>① 学習館・歴史民俗資料館の役割</p> <p>② 砂川学習館の建替計画</p> <p>・設計案について</p> <p>・現在の歴史展示スペースについて</p> <p>4 2050年二酸化炭素排出ゼロを目指す立川市の取組みは？</p> <p>① 地方公共団体における脱炭素化へ向けた表明の実施について</p> <p>② 建替、既存の公共施設への対応</p> <p>③ 市民との協働での実現へ</p>

年月日	質問者	質問事項
4.2.28	上 條 彰 一	<p>1 新型コロナ「第6波」から市民の命と暮らしを守る対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新型コロナの「第5波」の教訓を生かした緊急対策について</li> <li>② ワクチン接種の現状と見通しについて</li> <li>③ 感染を封じ込むためのPCR検査の積極的な実施について</li> <li>④ 陽性者を自宅に放置しない取り組みについて</li> <li>⑤ 市民の暮らしを支える支援について</li> <li>⑥ 中小事業者の営業を支える支援について</li> <li>⑦ コロナ対策を行う職員体制の拡充について</li> </ul> <p>2 国民健康保険について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国保料の3年連続据え置きについて</li> <li>② 国保加入者の生活実態についての認識について</li> <li>③ 据え置いても高い国保料の引き下げについて</li> <li>④ 子どもの均等割軽減のさらなる拡充について</li> </ul>
	く ぼ た 学	<p>1 立川市の自殺対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対策の取り組みについて</li> <li>② 若い世代の自殺対策</li> <li>③ 自殺防止の周知啓発</li> <li>④ 残された遺族へのメンタルヘルスについて</li> </ul>
	伊 藤 幸 秀	<p>1 栄町の課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地区図書館を設置の要望について</li> <li>② 交通弱者救済について「福祉的対応」について</li> </ul> <p>2 これからの学校給食の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 立川市が果たしてきた給食の役割</li> <li>② 新学校給食調理場のメリットについて</li> <li>③ 安全性について</li> <li>④ 公平性について</li> </ul> <p>3 不登校の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① これまでの取り組み</li> <li>② 実態の把握について</li> </ul> <p>4 公園の禁煙化へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公園における喫煙の実態をどのように認識しているのか</li> <li>② これまでの取り組みについて</li> <li>③ 条例制定の考えは</li> </ul> <p>5 情報発信のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① パンデミック時の工夫について</li> </ul>

年月日	質問者	質問事項
4.2.28	門倉正子	1 子宮頸がんワクチン積極的勧奨再開に向けて ① 本市の対応と今後の予定について ② 情報提供の方法について ③ キャッチアップ接種について 2 高齢者の交通安全対策について ① 高齢者ドライバーの事故防止に向けた取り組みについて ② 運転免許証自主返納の促進について ③ 本市の運転免許証自主返納支援策について



第2回定例会（令和4年5月9日～6月2日・質問者 18人）

年月日	質問者	質問事項
4.5.9	対馬ふみあき	1 消防団運営について ① 詰所の現状について ② 停電時について ③ 大災害時について 2 自治会運営について ① 自治会数の変動について ② 自治会館について ③ 持続できる自治会について
	門倉正子	1 安全・安心のまちづくり ① 雨水対策について ② 通学路の安全対策について ③ 一番町・西砂町地域における課題について(道路・樹木等) 2 安心して子育てできるまちづくり ① 保育行政について ② 学童保育所について ③ 0, 1, 2歳児への支援について ④ 妊婦健康診査について (1) 多胎児妊婦に係る支援の充実について (2) 妊婦健康診査受診票の助産所での使用について
	稲橋ゆみ子	1 子育て、子育てを応援する「福祉・教育・医療・地域」が連携した支援策の実現に向けて ① 「子ども総合センター(仮称)」として新たな複合施設建設ではどのような機能が活かされ、課題解決となるのか？ 今までの課題整理、市民の利便性や要望等どう盛り込んで機能的にするのか？ 市長の考え、方針を聞く。 ② 今まで提案してきた日野市、調布市の子育て関連を一元化した機能の拠点について ・ 調査等の実施について ・ 参考にすべき点は？ ・ 立川市での課題は？ ③ 課題の隙間を埋めるためにはどうすればいいのか？ ・ 庁内の連携のあり方について ④ 福祉・教育・医療・地域がつながる「包括的な支援」体制を作るためにはどうすればいいのか？ ⑤ この複合化施設に求める市民の声をどう活かすか？ ・ 交通不便地域でもある立川市北西部(砂川、西砂エリア) ・ 医療的ケア児の保護者 2 地球温暖化防止を市民と進めよう！！ ① 武蔵野市で実施される「気候 市民会議」の開催について、立川市での取組実施を市長に求める。

年月日	質問者	質問事項
4.5.9	わたなべ 忠司	1 交通政策について ① 都市計画道路の進捗 ② 駅周辺の交通対策 ③ 公共交通との連携 2 行政サービスの ICT 化 ① DX 推進への取組状況 ② 業務 ICT 化への職員の意識 ③ 市民サービスのデジタル化のあり方
	瀬 順 弘	1 富士見町・柴崎町の地域課題について ① バス減便と移動支援について ② 立3・1・34号中央南北線について 2 柴崎市民体育館について ① 現状と課題について ② 改修工事の内容について ③ 今後のあり方について 3 おもちゃの病院について ① 運営状況について ② 今後の方向性について 4 学校給食について ① 新学校給食共同調理場について ② 公会計化について ③ 食材費等の高騰について
	江 口 元 気	1 魅力発信拠点施設コトリンクについて ① 1階特産品販売、カフェコーナーについて ② 3階情報発信センターについて ③ 東京都との連携について 2 立川市の防災・危機管理体制について ① 職員の参集体制について ② 専門職の採用について ③ ハザードマップの作成について ④ 民間住宅耐震化について 3 樹木点検について ① サクラやケヤキの劣化状況について ② 老朽化した樹木について ③ 今後について

年月日	質問者	質問事項
4.5.9	糸川 敏男	1 樹木のあり方について ① 旧若葉小学校の桜の伐採について ② 樹木診断について 2 情報発信センター「コトリンク」について ① 今後の運営スケジュールについて ② シェアサイクル事業 MaaS 推進について 3 第四次長期総合計画、立川から飛躍の時代。未来は ① 進捗状況について ② 今後の課題、コロナ禍での影響について
4.5.11	伊藤 幸秀	1 成年後見制度について ① 市としての取り組み 2 道路・交通行政について ① 道路整備について ② 車両規制の標記について ③ 歩行者信号延長ボタン付きについて 3 立川駅周辺の受動喫煙防止について ① 特定地区の見直しについて ② コンテナ型喫煙所について 4 特別支援について ① 発達相談の実態について ② 発達障がい児の放課後デイについて 5 小・中学生のタブレットの活用について ① オンライン授業は出来る体制にあるか ② タブレットは適正に活用されているか ③ 健康に問題はないか
	永元 須摩子	1 高齢者や障害者の方に優しいまちづくりを ① 五日市街道の歩道の整備について ② 高齢者の足となる交通対策について ③ コロナの影響等で生活困難者や障害者の方にも対象を広げてごみ袋を無料に 2 立川市の介護事業について ① 特養ホームの更なる増設やサービス利用者の支援の充実を ② 市が行う総合事業について ③ 介護人材の確保について 3 健やかな母子の成長や命の教育について ① 小・中学生の給食費を無料にすることについて ② 産後ケアが受けられる機関を増やすことやミルク配布の充実について ③ 小学生・中学生に「生命を尊重する教育」について

年月日	質問者	質問事項
4.5.11	高口靖彦	1 防災・減災について ① 夜間・休日等の災害時の対応について 2 高齢者・障がいのある方への支援について ① 認知症高齢者等個人賠償責任保険の導入について ② 公共施設のトイレに大型ベッドの設置について 3 子どもたちが健やかに育ちゆくために ① ランドセル症候群について
	浅川修一	1 物価高騰対策について ① 物価高騰のもとでの市民生活の認識について ② 年金削減中止、消費税の減税などを国に求めることについて ③ 物価高騰対策の調査、対策本部・相談窓口設置を ④ 学校給食の食材費補助など教育支援を ⑤ 市内産業の支援を ⑥ 財政調整基金の活用で物価高騰対策を 2 市民の足としての公共交通について ① 奥多摩街道を走るバスの本数が減ったことによる影響について ② 公共交通の充実のために市の責務を果たすことについて発想の転換を ③ 福祉的交通手段の取り組み促進を 3 まちづくりについて ① コトリンク開設に伴う回遊性向上の取り組みについて ② 大町市との連携強化について ③ 通学路の交通安全対策について ④ 高齢者向けの自転車教室開催について
	若木早苗	1 困難を抱えた市民への相談・支援体制や、情報の周知について ① 市民が制度や支援につながれる体制について ② 制度や支援策、相談窓口等の周知について ③ 職員研修や専門職員の配置等について ④ ひきこもりの状態にある方や家族への支援策と支援体制について 2 砂川地域のまちづくりについて ① 日本 GLP 株式会社の開発による影響と対策について ② 移動手段の確保について ③ 道路の危険な箇所の対策を ④ 西砂第二公園の遊具等について ⑤ グランドゴルフ等のできる場所の確保について 3 砂川地域歴史と文化の資料コーナーの存続を！ ① 説明会での市民の質問や意見について ② 実物展示について 4 米軍横田基地について ① コロナ感染の情報と対応について ② CV22 オスプレイについて

年月日	質問者	質問事項
4.5.11	松本あきひろ	1 市内環境の改善策等について ① カーボンニュートラル及びゼロカーボン等について 2 富士見町地域周辺のこと等について ① 緊急輸送道路の南進について ② 歴史民俗資料館のこと等について ③ 自治会支援策への課題対応等について ④ 集合住宅の再生等支援策のことについて 3 福祉介護のことについて ① 高齢社会の対応・アンテナショップ等について 4 交通安全施策について ① 今後の安全対策のこと等について
4.5.12	大沢純一	1 砂川地域の課題について ① 武蔵砂川駅周辺のまちづくりについて ② 公共交通について ③ 買い物支援について 2 道路環境と安全対策について ① 信号機のない交差点の対策について ② 街路樹のあり方について
	中町聡	1 錦町・羽衣町のまちづくりについて ① 市内にある都有地・国有地について ② 西国立駅臨時改札口について ③ 都市計画道路立3・3・30号線について 2 安心して学べる学校教育について ① 学校校則のその後の改善について ② 学校防災について ③ 食育について

年月日	質問者	質問事項
4.5.12	上 條 彰 一	<p>1 新型コロナ感染「第7波」から市民の命を守る対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ワクチン接種の到達点と強化が必要な対応について</li> <li>② PCR検査などの実施状況と今後の強化策について</li> <li>③ 陽性となった妊婦や透析患者の受け入れ体制の拡充について</li> <li>④ 自宅療養者への支援事業の到達点と今後の対応策について</li> </ul> <p>2 生活に困窮する市民への支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 住民税非課税世帯への臨時特別給付金の給付状況について</li> <li>② 家計急変世帯の給付金の給付状況について</li> <li>③ 住民税非課税世帯等の給付範囲の拡大と市としての支援について</li> </ul> <p>3 気候危機打開の取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国連の気候変動に関する政府間パネル報告書についての見解</li> <li>② 再生可能エネルギーの普及促進施策の強化・拡充について</li> <li>③ 省エネの施策の強化について</li> <li>④ 廃プラ・生ごみの焼却から資源化への取り組みについて</li> </ul> <p>4 まちづくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 都市計画道路立3・3・30号線の事業認可について</li> <li>② 栄町の交通不便を解消する方策の検討状況について</li> <li>③ 栄町・曙町・高松町の通学路の危険個所の解消について</li> </ul>
	山 本 み ち よ	<p>1 帯状疱疹ワクチン接種について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 有効性について</li> <li>② 帯状疱疹ワクチン接種助成制度の導入について</li> </ul> <p>2 障害者支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 立川市地域生活支援拠点等事業について</li> <li>② 投票所会場への音声認識システム導入について</li> </ul> <p>3 地域の諸課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ごみ集積所跡地について</li> <li>② 府中道・小川道等について</li> <li>③ 若葉町のまちづくりについて</li> </ul>
	山 本 洋 輔	<p>1 気候変動対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業者(公共施設)としての対策について</li> <li>② 市全体(区域施策)としての対策について</li> <li>③ ゼロカーボンシティ宣言、気候非常事態宣言について</li> </ul> <p>2 障がいを抱えている人たちの防災について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難行動要支援者の支援について</li> <li>② 日常生活における防災(家具転倒防止器具取付事業や火災予防機器購入助成等)について</li> </ul>

第3回定例会（令和4年9月6日～9月30日・質問者 23人）

年月日	質問者	質問事項
4.9.6	江口 元気	1 カーボンニュートラルについて ① 立川市の見解について ② 現在の目標値について ③ 今後の方向性について 2 歯科口腔ケアについて ① 成人歯科健診事業について ② 乳幼児歯科健診について ③ 健康会館の器具機材の老朽化対応について 3 野球場・グラウンドのネットについて ① ファールボールとネットの高さについて ② 現状について ③ 今後の対策について 4 中央図書館の自習スペースについて ① 座席数について ② 運用方法について
	山本 みちよ	1 子育て支援について ① 子どもの医療費助成について ② 産後ケア事業の拡充について 2 いつまでも安心して暮らせるまちづくりについて ① 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業について ② 福祉的観点からみた公共交通対策の進捗について 3 投票率向上を目指して ① 現状と課題について ② 移動支援について ③ 期日前投票所の拡充について
	伊藤 大輔	1 立川市の教育行政について ① 教育の現状とビジョン ② 新型コロナウイルス感染症による子ども達への影響 ③ 学びの保障 2 社会の変化と高齢者施策の進化について ① 高齢者施策の現況と課題 ② 高齢者施策の需要の変化と今後の施策のあり方

年月日	質問者	質問事項
4.9.6	伊藤幸秀	1 立川駅北口周辺の環境について ① デッキ周辺の課題について ② 交通課題について ③ 「立川北口公園」の課題について 2 公共施設のWi-Fi整備について ① 整備方針について 3 感染症ワクチン接種について ① 新型コロナワクチンの接種状況と今後の取り組み ② 帯状疱疹予防接種の補助について 4 中学生平和学習・広島派遣事業について ① これまでの実施についての総括 ② これからの中学生の参加拡充について 5 体育施設の管理運営について ① ネーミングライツ、壁面広告等について ② テニスコート管理に課題はないか ③ 野球場の芝管理について
	条川敏男	1 若葉町まちづくりワークショップの結果、未来に向けて ① ワークショップの振り返り ② ワークショップを受けての今後の展開について 2 労働環境「働きやすい職場、環境とはなにか」 ① 立川市学校における働き方改革総合プランについて ② 完全週休二日制度の導入による入札条件の変化について 3 立川市議会議員選挙の振り返り ① 選挙公報配布に関して
	わたなべ忠司	1 会計年度任用職員について ① 制度評価 ② 安定雇用の考え方 ③ 再度任用の方向性 2 競輪事業の将来像 ① 現状と今後の運営状況の動向 ② 施設改修工事について ③ 職員待遇と雇用継続



年月日	質問者	質問事項
4.9.7	永元香子	1 健康会館、ドリーム学園、子ども家庭支援センターの複合施設計画について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 建設・移転のスケジュールについて</li> <li>② 施設内容・防音設備について</li> </ul> 2 市内4か所にある福祉作業所について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用者状況について</li> <li>② 市の作業所に対する支援状況について</li> </ul> 3 ジェンダー平等と女性の自立支援について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 女性福祉資金の現状について</li> <li>② 女性のコロナ禍支援について</li> </ul>
	福島正美	1 防犯カメラの設置推進について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 防犯カメラの設置効果と有用性について</li> <li>② 市内公園への設置について</li> <li>③ 地域の要望による設置について</li> </ul> 2 繁華街の清浄な風俗環境の実現を <ul style="list-style-type: none"> <li>① 客引き客待ち防止条例による規制の実効性と問題点</li> <li>② 客待ち行為防止に対する市の明確な意思と行動を！</li> </ul> 3 立川三中前市道の安全対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 合意を生み出すための市教委の役割について</li> <li>② 地域の要望と具体策について</li> </ul>
	原ゆき	1 都立高校入試英語スピーキングテストについて <ul style="list-style-type: none"> <li>① 受験生や保護者への説明について</li> <li>② 配慮が必要な生徒や不受験者について</li> </ul> 2 立川市の産前産後ケアの現状 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 立川市の産前産後ケアに関わる事業の全体像について</li> <li>② 妊産婦のニーズの把握について</li> <li>③ 事業の周知について</li> <li>④ 課題について</li> </ul> 3 立川七中の体育館建て替えに伴う今後の影響 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 令和4年度における教育活動の変更点は</li> <li>② 在校生や保護者・周辺地域への影響について</li> </ul>

年月日	質問者	質問事項
4.9.7	あべみさ	<p>1 ゲノム編集食品の取り組みについて</p> <p>① 学校や福祉施設等でゲノム編集されたトマトの苗を受けとらないでほしい</p> <p>② 学校給食食材要綱の書き換え ⇒ 遺伝子操作食品に書き換えて、ゲノム編集の食材を使わないでほしい</p> <p>2 介護する人を支えるケアラー支援条例について</p> <p>① 全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための条例が必要</p> <p>3 気候危機対策を喫緊の問題として取り組むための気候非常事態宣言について</p> <p>① 再生可能エネルギーの取り組み、2024年(R6)計画を前倒ししてすすめるべき</p> <p>② 七中体育館の設計にも、再生可能エネルギーを取り入れるべきでは</p> <p>③ 現在の状況を改善して次世代へ残す責任がある</p> <p>④ 市民環境会議を無作為抽出で行うこと</p> <p>4 砂川学習館の「砂川闘争」展示スペースの確保について</p> <p>① 歴史資料館として残すことが望ましい(地域の要望もある)。砂川闘争の歴史は今のこの時代だからこそ伝えていかなければならない</p>
	高 島 奈 美	<p>1 立川農業・立川印について</p> <p>① 現状の取り組みについて</p> <p>② 農家・商業施設・飲食店での現在までの利用実績について</p> <p>③ 7つの団体の意識の差、考え方について【植木、野菜、果樹、畜産(牛、豚、鶏)、花卉】</p> <p>④ 今後の立川印の事業について</p> <p>⑤ 立川農業のブランドという観点から考える立川印の「コンセプト」とは？</p> <p>2 立川市内公共施設について</p> <p>① 本庁舎を含める公共施設の照明について</p> <p>② リサイクルセンターについて</p> <p>③ 中央図書館について</p> <p>3 今後の公共施設整備における基金の考え方について</p> <p>① 新清掃工場「立川市クリーンセンターたちむにい」について</p> <p>② 新学校給食調理場について</p> <p>③ 砂川学習館について</p> <p>④ コトリンクについて</p> <p>⑤ 現庁舎について</p> <p>⑥ 公共施設の整備における今後の基金運用について</p>

年月日	質問者	質問事項
4.9.7	浅川 修一	1 入札制度について ① 入札事件を風化させないための認識及び取り組みについて ② 消防自動車購入に関わる入札について 2 コトリンクについて ① 58 街区事業者選定の経緯について ② コトリンク開設後の状況について ③ 南口の活性化と回遊性向上に資する取り組みについて 3 柴崎町・富士見町のまちづくりについて ① 通学路の安全対策について ② 豪雨や台風など水害対策について 4 がん対策基本条例の制定について ① 条例制定に向けて課題は何か
4.9.8	松本 あきひろ	1 富士見町周辺地域まちづくりについて ① 歴史民俗資料館のことについて 2 子育てに良い街の進展について ① 子育てに適した街の在り方等について ② 子育てしやすい街の進展等について 3 SDGs に関連した状況などについて ① 現状と今後の対策等の事について
	瀬 順 弘	1 防災減災の取り組みについて ① 路面下空洞調査について ② 治水対策について 2 市民への情報発信について ① 見守りメールについて ② LINE 公式アカウントについて 3 多摩川緑地炊飯場について ① 利用実績、管理状況について ② 今後の利用拡大について 4 滝ノ上会館改修工事について ① 工事に向けた準備状況について ② 利用者や管理者の要望について

年月日	質問者	質問事項
4.9.8	若木早苗	<p>1 コロナから命と暮らし、営業を守る対策と体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① コロナの感染状況と対策について</li> <li>② 介護の現場や事業者の状況と対策について</li> <li>③ 介護人材不足への対策について</li> <li>④ 中小事業者等への支援について</li> <li>⑤ 国民健康保険の傷病手当と減免制度について</li> <li>⑥ 感染等によるイベント中止等への支援について</li> <li>⑦ 市の体制について</li> </ul> <p>2 GLP 昭島プロジェクトの影響と対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 交通渋滞や安全対策について</li> <li>② 環境や健康への影響について</li> <li>③ 市民への説明について</li> <li>④ 市民の意見を聞いて対策を立てることについて</li> </ul> <p>3 移動手段の確保策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 移動弱者への移動手段の確保策の課題について</li> <li>② 移動弱者の実態と調査について</li> <li>③ 西砂地域の交通不便対策と移動手段の確保策について</li> <li>④ デマンド交通について</li> </ul>
	いしとびかおり	<p>1 女性の雇用(パート・派遣社員など非正規)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① コロナ禍のパート・派遣社員など非正規について立川市の現状</li> <li>② 今後の雇用支援の展望</li> </ul> <p>2 インクルーシブ公園について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 立川市には昭和記念公園があるが、その利用人数・状況について</li> <li>② 今後、他の公園にも遊具の増設などを検討しているか</li> </ul> <p>3 民生委員の今後について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 立川市の民生委員の人数と現状(コロナ禍と高齢化にともなう)</li> <li>② より若い方が地域の支え手やリーダーとなれるよう就任についての考え方や改善点を問う</li> </ul>
	大沢純一	<p>1 防災について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 道路の冠水状況の市民への周知について</li> <li>② 洪水ハザードマップについて</li> </ul> <p>2 歩く環境の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 歩道の補修と傾斜解消について</li> <li>② 公共交通の乗降場所のバリアフリーについて</li> <li>③ 防犯対策(防犯カメラの設置)について</li> </ul> <p>3 口腔衛生について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 啓発と周知について</li> </ul>

年月日	質問者	質問事項
4.9.8	頭山 太郎	1 立川駅南口東京都・立川市合同施設について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 現状等について</li> <li>② コトリンクについて</li> <li>③ 情報発信拠点について</li> </ul> 2 ファーマーズセンターみののれ立川について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 現状等について</li> <li>② 今後について</li> <li>③ コトリンクとの連携について</li> </ul> 3 発達相談における支援について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 現状等について</li> <li>② 親への支援について</li> <li>③ペアレントトレーニングについて</li> </ul> 4 男性用サニタリーボックスについて <ul style="list-style-type: none"> <li>① 現状等について</li> <li>② 市民の声について</li> <li>③ 設置に向けた取組について</li> </ul> 5 文化財保護について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 現状等について</li> <li>② 近代建築物について</li> <li>③ 課題について</li> </ul>
4.9.9	稲橋 ゆみ子	1 6月19日立川市議会議員選挙における投票率低下について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 選挙公報未配、遅配はなぜ発生したのか？               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12月議会における選挙公報遅配における対応を求めたその後は？</li> <li>・ 市民の声はどうか？（選挙期間中、後の問い合わせ等）</li> <li>・ 課題解決、再発防止について</li> </ul> </li> <li>② 高齢化等による投票不参加を防ぐ手立てはないのか？</li> </ul> 2 コロナ感染第七波の感染拡大の今とこれから <ul style="list-style-type: none"> <li>① 立川方式とする「在宅療養者支援」について</li> <li>② 介護、障害者事業所への対応</li> <li>③ ひとり親や応援体制のない家族への対応</li> <li>④ 今後の全数把握等変更による市民への影響</li> </ul> 3 子どもたちのマスクの着用について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 厚生労働省のマスク着用の情報提供</li> <li>② コロナ禍三年における子どもたちへの影響</li> <li>③ おとなから正しく理解しよう！！</li> </ul> 4 地域共生社会を目指して！！～コロナ禍三年による地域活動支援～ <ul style="list-style-type: none"> <li>① 子ども食堂をはじめとする市民の地域支援事業への応援体制</li> </ul>

年月日	質問者	質問事項
4.9.9	中町 聡	1 子どもたちが安心して学び、すこやかに育つ教育について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 小中学校のコロナ対策・対応について</li> <li>② 子育て世帯の負担軽減について</li> <li>③ 学校給食について</li> <li>④ 学校校則について</li> <li>⑤ 学童保育所の園庭について</li> </ul> 2 高齢者が孤立せず、笑顔で暮らせるために <ul style="list-style-type: none"> <li>① 補聴器補助制度の必要性について</li> <li>② 補聴器補助制度の導入に向けて</li> </ul>
	山本 洋輔	1 物価高騰対策や生活困窮者支援について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活困窮の状況について</li> <li>② ガソリン代や電気代の高騰に対する支援について</li> </ul> 2 障害福祉(障害者総合支援法等に基づくサービス)について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請の受付について</li> <li>② 介護給付や自立支援給付の支給について</li> </ul> 3 公園遊具について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 老朽化の状況、今後の更新の方針等について</li> <li>② インクルーシブ遊具について</li> </ul>
	中山 ひと美	1 立川公園陸上競技場について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 検討の現状について</li> <li>② 競技場の実態と利用状況について</li> <li>③ 今後の課題と対応について</li> </ul> 2 八ヶ岳山荘施設の利用について～より安定・安全に <ul style="list-style-type: none"> <li>① コロナ禍の運用面・ハード面の現状について</li> <li>② 現状の利用状況について(小学校野外活動・市子連等)</li> <li>③ より安定・より安全な場所を確保するために</li> </ul> 3 今後の教育活動について <ul style="list-style-type: none"> <li>① コロナ禍の学校行事等について</li> <li>② 中学校部活動に於ける外部指導員・外部委託について</li> <li>③ さくら学級の現状について</li> </ul>

年月日	質問者	質問事項
4.9.9	上 條 彰 一	<p>1 新型コロナ感染「第7波」から市民の命を守る対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 感染力の強いB A. 5による市内での感染実態と対策について</li> <li>② 米軍横田基地での感染の実態と対策について</li> <li>③ 市民が相談できる「窓口」の設置や注意喚起について</li> <li>④ 医療の「ひっ迫」から市民の命を守るための対応について</li> <li>⑤ 自宅療養者の実態と宿泊療養体制の拡充について</li> <li>⑥ ワクチン接種を強化するための対応について</li> <li>⑦ 感染療養法上の位置づけを維持することについて</li> </ul> <p>2 安倍元首相の「国葬」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① この問題についての市長の認識について</li> <li>② 市として市民に「弔意の強要」をしない対応について</li> </ul> <p>3 市議会議員の寄付行為等の問題について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公職選挙法「違反」の疑いについて</li> <li>② 市の補助事業での問題がある事例について</li> </ul>

第4回定例会（令和4年11月29日～12月20日・質問者 25人）

年月日	質問者	質問事項
4.11.29	大石 ふみお	1 自転車利用について ① 自転車保険について ② 自転車専用レーンについて 2 道路・公園の植栽の剪定について ① 植栽の剪定スケジュールと仕様書について ② 植栽剪定後のごみ処理について 3 環境対策について ① 電気自動車の普及ならびに充電設備の促進について 4 所有者不明土地について ① 現状と課題について
	頭山 太郎	1 多摩川洪水浸水想定区域への対策について ① 現状について ② 想定浸水深について ③ 周知について 2 立川駅南口周辺について ① コトリンク情報発信 ② 駐輪場 ③ デッキ・エスカレーター ④ 公衆便所 3 歴史を残し伝える取り組みについて ① 市史での近代史 ② 立飛給水塔 ③ 歴史民俗資料館 ④ 立川市砂川地域 歴史と文化の資料コーナー
	伊藤 大輔	1 学校部活動の地域移行について ① 現状と課題 ② 本事業を通じた教育理念 ③ 現状把握と立川モデルの構築 2 多文化共生の取り組みについて ① 外国人市民の生活支援 ② 自治会、地域との関わり ③ 支援団体との協力体制 3 こどもが思いきり遊べる環境づくりとスポーツ振興について ① 屋外体育施設の利用枠の見直し ② ボールで遊べるスペースの拡大



年月日	質問者	質問事項
4.11.29	伊藤幸秀	1 子どもの安全確保 ① 通園バスの安全 ② 高所からの転落事故の防止について 2 これからの保育園 ① 現状の待機児童、空き定員と今後の推移 ② 無就園児について 3 高齢者が生き生きと暮らすために ① 老人クラブの存続が危ぶまれることについて ② 健康、フレイル予防 ③ 介護デイサービスの充実について 4 おくやみコーナーについて ① より充実した窓口を ② 書かない窓口への展開を 5 より快適で有効な公園・緑地について ① 公園の禁煙化、喫煙制限条例の検討は ② 公園、緑地の樹木の剪定管理の考え方 ③ ボール遊びの出来る公園に向けて
	桑川敏男	1 お祭りとは何か・・・考える ① 「よいと祭り」の良さ！振り返ってみる ② 「花火大会」の開催状況について ③ 三年ぶりの「楽市」の開催はどうだったか ④ 「立川いったい音楽まつり」協働の意味合いとは何か ⑤ 各地域の「お祭り」「盆踊り」イベント関連について ⑥ 商店街主催による各種イベントについて ⑦ サンサンロード、立飛駅周辺の企業、団体のイベント、お祭り、盆踊りについて ⑧ 祭礼と伝統文化の違いについて改めて考えてみたい ⑨ 「お祭り」の今後について考える
	原ゆき	1 都立高校入試英語スピーキングテストは入試制度として適正か ① 個人情報保護の観点から ② 予備日にむけて 2 子どもの権利が守られるやさしいまち立川へ ① 子どもの権利条約について ② 子どもの権利救済機関設置を(オンブズパーソン) 3 教職員のよりよい働き方にむけて ① 超過勤務解消にむけて ② 個別の学びの充実にむけて

年月日	質問者	質問事項
4.11.30	わたなべ 忠司	1 おひとりさま支援について ① 単独世帯と孤立死の現状 ② 終活支援の取り組み ③ おひとりさま相談体制 2 公園管理について ① 遊具、健康器具等の管理 ② 大規模な施設改修 ③ ボールあそびについて
	永元 香子	1 立川市の女性福祉の拡充について ① DV被害の状況について ② 新たな女性支援強化対策について 2 ドリーム学園、健康会館、子ども家庭支援センター複合施設計画について ① ドリーム学園の活動中に災害が起こった時の対応は ② 新施設（ドリーム学園部分）の建築計画について ③ 3階部分の事務所（電話相談部分）の対応について 3 住民の足の確保について ① くるりんバスの運賃値下げについて ② くるりんバスの運行ルート拡充について 4 学校給食について ① 新調理場の安全対策について ② アレルギー対応について
	浅川 修一	1 ジェンダー平等の推進と子育て支援について ① ジェンダー平等アンケートについて ② 男女の賃金格差是正について ③ 子どもの権利条約を生かした取り組みについて ④ 孫育て手帳について ⑤ 医療費助成について ⑥ 国保料の均等割りについて 2 立川市の魅力発信について ① シティプロモーションの基本的考え方について ② 自動車ナンバーに立川をつくることについて ③ 公共施設等の英語表示について ④ 東京都労働センターとの連携強化について ⑤ コトリンクの施設を活かした取り組みについて

年月日	質問者	質問事項
4.11.30	松本あきひろ	1 富士見町地域周辺の課題などについて ① 立3・1・34号中央南北線南進の進展等について ② タバコポイ捨ての課題等について 2 公会計のことなどについて ① 現状と課題等について 3 健康増進について ① 健康増進の対策等について
	若木早苗	1 立川飛行場へのオスプレイの飛来・訓練について ① オスプレイの飛来・訓練の中止を求めるべきと考えるが所見を問う ② 国の対応について ③ 訓練の頻度や内容、飛行経路等について ④ 周辺住民への影響と対策について ⑤ 市民への周知について 2 GLP昭島プロジェクトの影響と対策について ① 計画に関わる諸問題と対策について ② 情報処理センターと変電所について ③ 環境影響評価調査計画書についての意見書や要請について ④ 市民への説明や協議について 3 高齢者が安心して使える介護保険制度と高齢福祉に！ ① 介護保険法の「改正」について ② 高齢者福祉介護計画について
	高島奈美	1 たい肥化事業の現状と農業振興に向けたさらなる取組みについて ① リサイクルセンターでの堆肥の素をつくる事業について ② 農業現場への活用と広がりについて 2 少子化問題について ① 少子化対策の現状と取組みについて ② これからの支援について 3 超高齢社会に向けて ① 高齢化対策の現状と課題について ② 高齢者の支援について
	福島正美	1 重層的支援体制の構築について ① これまでの取り組みで見てきた課題は何か ② 市の実践する伴走型支援とは何か ③ 部署横断的に常に寄り添うしくみづくりを 2 高齢者が元気に暮らしていくための支援について ① スマートフォン活用支援について ② 補聴器購入助成について 3 西国立駅周辺地域まちづくり構想について ① 住民の意見はどのように反映されているか ② 連続立体交差化が具体化するまでの取り組みは ③ 今後の進め方と手法について

年月日	質問者	質問事項
4.12.2	瀬 順 弘	1 インターネット通信について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市内における通信環境について</li> <li>② 市施設の環境整備と運用について</li> <li>③ 市における活用について</li> </ul> 2 市の公共施設について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校の給食配膳室について</li> <li>② 学校のトイレについて</li> <li>③ 柴崎体育館について</li> </ul> 3 文化芸術の振興について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 文化振興のための組織について</li> <li>② 文化芸術の発表の場について</li> </ul>
	中 町 聡	1 立川の中小企業・地元商店を守り、活性化させていくために <ul style="list-style-type: none"> <li>① 消費税・インボイス制度について市の認識を問う</li> <li>② 商店リニューアル助成制度について</li> <li>③ 公契約条例の必要性について</li> </ul> 2 市民に親しまれるまちづくりや公共施設の活用について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市内の街路樹について</li> <li>② たちかわ中央公園スケートパークの改修について</li> <li>③ 若者が熱中できる場づくりについて</li> </ul> 3 市民が安心して暮らせるまちづくりについて <ul style="list-style-type: none"> <li>① 詐欺や犯罪から市民を守るために</li> </ul>
	江 口 元 気	1 立川市のDX推進について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 現状について</li> <li>② 今後の取り組みについて</li> <li>③ 押印について</li> <li>④ 「書かない窓口」について</li> </ul> 2 立川市民科について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 現状について</li> <li>② 課題について</li> <li>③ 今後について</li> </ul> 3 指定管理者制度の非公募について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 基準について</li> <li>② 現状について</li> <li>③ 斎場について</li> </ul> 4 部活動外部指導員について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国や都の動向について</li> <li>② 今後について</li> </ul>

年月日	質問者	質問事項
4.12.2	山本 みちよ	1 子育て支援について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 電子母子手帳の導入について</li> <li>② 産後ケア事業について</li> <li>③ 一時預かり保育料の負担軽減について</li> <li>④ 家庭的保育室への支援について</li> </ul> 2 未来ある子どもたちのために <ul style="list-style-type: none"> <li>① 子どもの権利を守るために</li> <li>② 不登校対策について</li> </ul> 3 市民の健康と生命を守るために <ul style="list-style-type: none"> <li>① 9価HPVワクチン接種の勧奨通知について</li> <li>② 帯状疱疹ワクチン接種の補助について</li> <li>③ 微量アルブミン検査について</li> <li>④ 簡易聴覚チェッカーなどの活用について</li> </ul>
	山本 洋輔	1 住まいのセーフティネットについて <ul style="list-style-type: none"> <li>① 昨今の動向について</li> <li>② 無料低額宿泊所について</li> <li>③ 住まいのセーフティネットの今後の在り方について</li> </ul> 2 本市の職員体制の在り方について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 福祉部門での業務状況について</li> <li>② 福祉専門職の必要性について</li> </ul> 3 立川飛行場へのオスプレイ飛来について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 運用について</li> <li>② 住民等への周知について</li> <li>③ 市の要請等について</li> </ul> 4 パートナーシップ制度について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 東京都パートナーシップ宣誓制度施行に伴う本市の対応について</li> <li>② 市としての今後の対応について</li> </ul>

年月日	質問者	質問事項
4.12.2	あべみさ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 今こそ「子ども若者の権利条例」制定を！ <ol style="list-style-type: none"> <li>① 冒険遊び場(プレーパーク)について</li> <li>② 立川市民科について</li> </ol> </li> <li>2 相談場所のない宗教2世に支援を！ <ol style="list-style-type: none"> <li>① 相談窓口開設や支援体制について</li> <li>② 調査活動やピアサポート・セルフヘルプ支援などについて</li> </ol> </li> <li>3 みんなで考える防災活動 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自治会や地域での防災訓練や、自治会防災倉庫について</li> <li>② 避難所での電源確保について</li> <li>③ 防災減災女性リーダーについて</li> </ol> </li> <li>4 V-22 オスプレイの陸上自衛隊立川駐屯地への飛来について <ol style="list-style-type: none"> <li>① オスプレイ飛来への市民の懸念について</li> <li>② 飛来中止を防衛省に申し入れるべきだとの考えについて</li> <li>③ 周辺自治体連絡会による要請後まで飛来情報を公表しなかった理由について</li> </ol> </li> <li>5 「平和祈念像 おはなし」と「立川市平和都市宣言石碑」をもっと前面に <ol style="list-style-type: none"> <li>① 立川市平和都市宣言から30周年にあたり、宣言への思い等について</li> <li>② 宣言石碑と平和祈念像の(旧庁舎時代と同様な)玄関脇への移設について</li> </ol> </li> <li>6 重要土地利用規制法による立川市への影響 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 重要土地利用規制法に対する市長の認識について</li> <li>② 市内の全ての自衛隊施設周辺が区域指定されると想定した場合の、区域総面積と市全域に占める割合について</li> <li>③ プライバシー侵害や不動産価格下落、財産権侵害への懸念について</li> </ol> </li> <li>7 砂川学習館の歴史と文化展示コーナーの存廃について <ol style="list-style-type: none"> <li>① 展示の在り方についてのその後の検討状況について</li> </ol> </li> </ol>
4.12.5	上條彰一	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気候危機を打開する市としての取り組みについて <ol style="list-style-type: none"> <li>① COP27 についての市の認識と取り組みについて</li> <li>② 市の取り組みの抜本的な強化について</li> <li>③ 市の「2030年に向けたアクションプログラム」の目標は「2010年度比50%以上の削減」に</li> <li>④ 「カーボンニュートラル宣言」で市民や事業者に協力呼びかけを</li> </ol> </li> <li>2 新型コロナ感染「第8波」から命を守る対策について <ol style="list-style-type: none"> <li>① コロナ感染「第8波」に向けての市の対応について</li> <li>② これまでの教訓を生かした感染対策の強化について</li> <li>③ コロナとインフルエンザの同時流行から命を守る体制について</li> <li>④ ワクチン接種と検査を強化するための対応について</li> <li>⑤ 自宅療養者の医療的なケアや療養を支援する対応について</li> <li>⑥ コロナ後遺症の現状と対策について</li> </ol> </li> <li>3 都市計画道路立3・3・30号線について <ol style="list-style-type: none"> <li>① 開催された都の用地説明会について</li> <li>② 「事業」の進捗状況について</li> <li>③ 住民の声を無視し、犠牲を強いる「道路計画」は中止に</li> </ol> </li> </ol>

年月日	質問者	質問事項
4.12.5	さとう ゆき	1 介護サービスについて ① 地域包括ケアシステムについて ② 医療と介護の連携について ③ 認知症対策について ④ 看取りを含め人生の最後の迎え方について 2 環境問題について ① 多摩川の環境問題について ② 環境問題に対しての官民連携について ③ 環境問題の教育について 3 女性特有の問題について ① 子宮頸がん検診について ② 子宮頸がんの教育について
	中山 ひと美	1 立川駅周辺の課題と対策について ① 立川駅周辺の防犯対策について ② 防災環境整備について ③ 喫煙関係について 2 第二小学校/高松児童館/曙学童保育所複合施設について ① 進捗状況について ② 学校施設と運営等について
	大沢 純一	1 新型コロナウイルス感染症拡大第8波への対応について ① ワクチン接種会場の偏在について ② 学校のオンライン授業について 2 新たな「自殺総合対策大綱」について ① 若年層に対する取り組み(SOSの出し方)について ② ゲートキーパー拡大の取り組みについて 3 ゼロカーボンシティに向けた取り組みについて ① 太陽光発電と蓄電池設置の普及拡大について ② 電気自動車の普及の取り組みについて ③ カーボンオフセットとしての姉妹都市の森林整備について ④ ゼロカーボンシティ宣言について

年月日	質問者	質問事項
4.12.5	稲橋 ゆみ子	<p>1 地下水汚染の原因、解明は進んでいるのか？～有機フッ素化合物PFOS・PFOA～</p> <p>① 一昨年の質問以降の立川市の状況について</p> <p>② 国・東京都の対応、対策等について</p> <p>③ 汚染源の解明に向けて</p> <p>2 次世代を担う「子ども・若者」を応援するまちづくりの実現にむけて</p> <p>① 子ども総合センター(仮称)新設の進捗状況</p> <p>② 国が示した「子ども家庭センター」機能をどう具現化させるのか？</p> <p>③ そのための組織のあり方について</p> <p>④ 「子ども・若者計画」の必要性</p> <p>3 まちぐるみの支え合い～2025年に向けた地域包括ケアの取組～</p> <p>① 高齢者福祉介護計画(2021年～2023年)の進捗状況</p> <p>② 「参加」と「協働」による高齢のまちづくり</p> <p>③ 次期計画(2024年～2026年)にどうつなげていくのか？</p> <p>4 脱プラスチックへむけた「給水スポット」設置へ！！</p> <p>① 公共施設への設置の推進</p>
	いしとびかおり	<p>1 女性の雇用について</p> <p>首相は男女の賃金格差の公表を義務づける方針を表明している。立川市として、賃金格差是正に向けたお考えは。まず、市職員の正社員登用を増やすなど、雇用環境の改善をする動きがあるのか。女性管理職の登用・昇級試験など市として明確なお考えは。</p> <p>2 引きこもりについて</p> <p>引きこもりの方々が増えている。小学生から就職氷河期の世代までと現状は深刻である。働く世代の能力はもちろんのこと、将来経済を支える子ども達の能力を失っているといえる。立川市では、アンケートをとっているが、現状と今後の方針は。</p> <p>3 不登校の子どもたちについて</p> <p>様々な理由で不登校の子どもが増えている。家庭の事情、情緒不安など医療、将来への不安の3つが挙げられる。ヤングケアラーの問題もしかり。信頼できる大人が子どもには必要だ。子ども達のための不登校特例校が増えているが、立川市の不登校の子ども達への考えは。</p>



## 5 文書質問

令和4年は文書質問の実績なし。

## 6 行政視察の実施状況

### (1) 常任委員会

月 日	委員会名	視 察 地	視 察 項 目
4.12	総 務	立 川 市	58 街区合築施設（コトリンク）について
10.31	環 境 建 設	武 蔵 村 山 市	湖南衛生組合について

### (2) 特別委員会

令和4年は視察の実施なし。

## 7 他都市からの視察状況

(令和4年)

月 日	視 察 団 体	視 察 人 員		視 察 項 目
		議 員	職 員	
4.15	小金井市議会	10	3	タブレット端末の導入と活用について
6.1	多摩市議会	1	0	おくやみコーナーの運営について
10.12	多摩市議会	7	1	「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」について

# 8 議 会 日 程

## 令和4年第1回市議会定例会会議日程表

月 日	曜	時 間	会 議 名	摘 要
2.15	火	午前10時	本会議	会期の決定、陳情の付託、 議案審議、予算提案説明
		本会議終了後	議会運営委員会	
16	水			
17	木			
18	金	午前10時	本会議	代表質問、予算特別委員会設置・付託
19	土			
20	日			
21	月	午前10時	本会議	一般質問
22	火			
23	水			
24	木	午前10時	本会議	一般質問
25	金			
26	土			
27	日			
28	月	午前10時	本会議	一般質問
3.1	火			
2	水	午前10時	総務委員会	
3	木	午前10時	厚生産業委員会	
4	金	午前10時	環境建設委員会	
5	土			
6	日			
7	月	午前10時	文教委員会	
8	火	午前9時30分	議会運営委員会	
		午前10時	本会議	
		本会議終了後	議会改革特別委員会	
9	水			
10	木	午前10時	予算特別委員会	意見書締切
11	金	午前10時	予算特別委員会	
12	土			
13	日			
14	月	午前10時	予算特別委員会	
15	火	午前10時	予算特別委員会	
16	水	午前10時	予算特別委員会	
17	木			事務整理日
18	金	午後2時	議会運営委員会	

19	土			
20	日			
21	月			
22	火	午前10時	議員全員協議会	
		議員全員協議会終了後	本会議	議案審議、委員会審査意見報告等

## 令和4年第2回市議会定例会会議日程表

月 日	曜	時 間	会 議 名	摘 要
5.9	月	午前10時	本会議	会期の決定、一般質問
10	火			
11	水	午前10時	本会議	一般質問
12	木	午前10時	本会議	副議長選挙、一般質問
13	金	午前10時	本会議※	一般質問
14	土			
15	日			
16	月	午前10時	本会議	陳情の付託、議案審議
17	火	午前10時	総務委員会	
18	水			
19	木			
20	金			
21	土			
22	日			
23	月	午前10時	厚生産業委員会	
24	火	午前10時	環境建設委員会	意見書締切
25	水			
26	木	午前10時	文教委員会	
27	金	午前10時	議会改革特別委員会	
28	土			
29	日			
30	月			事務整理日
31	火	午前10時	議会運営委員会	
6.1	水			
2	木	午前10時	議員全員協議会	
		議員全員協議会終了後	本会議	議案審議、委員会審査意見報告、継続要求等

※実際は12日に一般質問が終了し、13日は休会となった。

### 令和4年第1回市議会臨時会会議日程表

月 日	曜	時 間	会 議 名	摘 要
7.21	木	午前10時	議員全員協議会	
		議員全員協議会終了後	本会議	議長選挙、会期の決定、副議長選挙
		本会議休憩中	総務委員会 厚生産業委員会 環境建設委員会 文教委員会	
		各常任委員会終了後	議会運営委員会	
		議会運営委員会終了後	本会議	議案審議等

### 令和4年第2回市議会臨時会会議日程表

月 日	曜	時 間	会 議 名	摘 要
8.8	月	午前10時	本会議	会期の決定、議案審議

## 令和4年第3回市議会定例会会議日程表

月 日	曜	時 間	会 議 名	摘 要
9.6	火	午前10時	本会議	会期の決定、一般質問
		本会議休憩中	議会運営委員会	
		議会運営委員会終了後	本会議	一般質問
7	水	午前10時	本会議	一般質問
8	木	午前10時	本会議	一般質問
9	金	午前10時	本会議	一般質問
10	土			
11	日			
12	月	午前10時	議員全員協議会	
		議員全員協議会終了後	本会議	請願・陳情の付託、議案審議、 議会改革特別委員会設置・付託 決算特別委員会設置・付託
13	火	午前10時	決算特別委員会	
14	水	午前10時	決算特別委員会	
15	木	午前10時	決算特別委員会	
16	金	午前10時	決算特別委員会	
17	土			
18	日			
19	月			
20	火	午前10時	総務委員会	意見書締切
21	水	午前10時	厚生産業委員会	
22	木	午前10時	環境建設委員会	
23	金			
24	土			
25	日			
26	月	午前10時	文教委員会	
27	火	午前10時	議会改革特別委員会	
28	水			事務整理日
29	木	午前10時	議会運営委員会	
30	金	午前10時	本会議	議案審議、委員会審査意見報告 継続要求等

## 令和4年第4回市議会定例会会議日程表

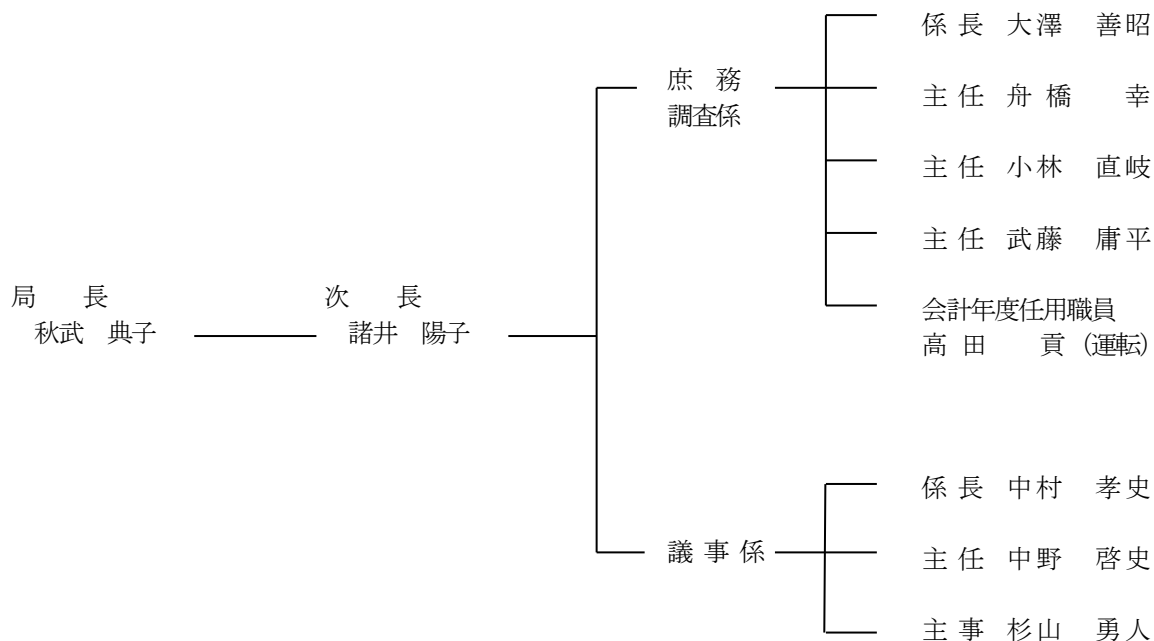
月	日	曜	時	間	会	議	名	摘	要
11.	29	火	午前10時		本会議			会期の決定、議案審議、一般質問	
	30	水	午前10時		本会議			一般質問	
12.	1	木							
	2	金	午前10時		本会議			一般質問	
	3	土							
	4	日							
	5	月	午前10時		本会議			一般質問	
	6	火	午前10時		本会議			陳情の付託、議案審議	
	7	水							
	8	木	午前10時		総務委員会				
	9	金	午前10時		厚生産業委員会			意見書締切	
	10	土							
	11	日							
	12	月	午前10時		環境建設委員会				
	13	火	午前10時		文教委員会				
	14	水	午前10時		議会改革特別委員会				
	15	木						事務整理日	
	16	金							
	17	土							
	18	日							
	19	月	午前10時		議会運営委員会				
	20	火	午前10時		議員全員協議会				
議員全員協議会終了後				本会議		議案審議、委員会審査意見報告、継続要求等			

# 9 議 会 事 務 局

## (1) 議会事務局の機構

(5. 1. 31 現在)

(条例定数9人、現員数9人)



## (2) 事務分掌

(庶務調査係)

局の公印の管守に関すること

局の文書の收受、発送及び保管に関すること

局の予算、決算及び会計に関すること

公告式に関すること

儀式及び交際に関すること

議員の身分及び資格に関すること

議員の報酬及び費用弁償その他の給付に関すること

職員の任免、給与、服務その他の人事に関すること

条例、規則及び訓令に関すること

情報公開に関すること

個人情報保護に関すること

議場及び議会関係各室の管理に関すること

自動車の管理に関すること  
議長会に関すること  
市議会議員共済会に関すること  
政治倫理審査会に関すること  
議事事項の調査に関すること  
議会広報その他の刊行物の発行に関すること  
議会図書室に関すること  
資料の収集及び保管に関すること  
傍聴人に関すること  
局内他の係に属しないこと

(議 事 係)

定例会、臨時会、委員会その他会議に関すること  
公聴会に関すること  
請願及び陳情に関すること  
議案の調整に関すること  
議会において行う選挙に関すること  
会議の議決事項の処理及び諸報告に関すること  
会議録の調製に関すること  
その他議事に関すること



令和4年 議会資料 109号

---

内 容	議年年報
編 集	立川市議会事務局庶務調査係
電 話	(042)528-4343
F A X	(042)526-6369
e-mail	gikai@city.tachikawa.lg.jp

---

発行・令和5年3月